

# グローバル

第6号

研究発表



フェリス女学院大学大学院国際交流研究科

## 巻頭の言葉

2006年度はフェリス国際交流研究科にとって記念すべき年となりました。開設から6年目にし  
て初の博士号を2名輩出しました。二人とも社会人で、仕事と両立させつつ、研究に励み、厳し  
い審査に合格されました。

本グローバル第6号には、この博士論文の要旨と昨年度に博士前期課程を修了した5名の修士  
論文の概要ないし抜粋を掲載しました。修士論文はいずれも院生がこの2年間かけて仕上げた力  
作と言えます。原本はいずれもフェリス図書館に保管されていますので、是非とも全文をご覧に  
なって下さい。

本大学院は、当初より、専門的な学術研究者の養成とともに、高度な教養や専門的知識を備え  
た実務者、社会人の養成に力を入れております。とくに企業や学校等に勤務しながら、仕事上、  
あるいは個人的に関心の深いテーマについて本格的に研究したい方を歓迎します。男性も履修可  
能です。これまでに高校教員、政府関連機関職員、自治体職員等が修了され、「大学院での研究  
や仲間との知的な交流を通して仕事や生活に新たな視点や問題意識を見出すことができました」  
「長年温めていたテーマについて研究するという希望が実現しました」と感想を述べられていま  
す。

2007年度からは、さらに社会人が履修しやすいように「長期履修制度」「修了レポート」とい  
う新たな試みをスタートさせました。長期履修制度では、博士前期課程の履修期間が通常の2年  
から4年になります。修了レポートは、修士論文の代わりに選択することができます。自らのラ  
イフワークについて、仕事をしながら、あるいは定年後に、マイペースでじっくりと追究したい  
方はチャレンジしてください。学位の取得とともに、他の院生や教員との知的交流や人間的な触  
れ合いを通して、履修過程そのものを有意義なものとしていただきたいと思います。

2007年4月6日

国際交流研究科長

馬 橋 憲 男

# 目 次

ラップ・フランセから見るフランス社会	高 村 あゆみ ..... 1
日本における環境教育 その現状と展望	磯 部 仁 美 ..... 8
バングラデシュ人民共和国における 再生可能エネルギーを利用した電力開発の展望	五 味 泰 久 .....17
世界自然遺産登録地等のエコツーリズムの現状と評価の試み ～エコツーリズムの先進諸国と日本との事例の比較調査～	高 橋 夕起子 .....24
フィリピン看護師国際労働移動の国内医療への影響に関する研究 看護師「流出」神話の真実	勅使川原香世子 .....35

# ラップ・フランセから見るフランス社会

高村 あゆみ  
指導教授 上原 良子

## 論文要旨

本論文では、1990年代初頭にラップブーム<sup>1)</sup>として盛り上がりを見せたフランスを代表するMCソーラー、IAM、NTM<sup>2)</sup>という3組のラップ・フランセのグループの分析を通じて、ラップという反体制的ギャング・カルチャーが、「文化国家」フランスにおいて一大ブームを起こすまでに発展した背景を考察する。この3組のラップ・フランセのパフォーマーは1998年の調査で、好きなラッパーベスト5に入っている、いわばフランスの若者に最も人気のあるラッパーである。また文学的なクールラップのソーラー、マルセイユのラップIAM、そしてハードコア、ギャングスタラップのNTMというように、それぞれ3つの異なるスタイルのラップパフォーマーたちである。

MC、ソーラーは文学的ラッパーとしてオリジナルのアメリカンラップをモデルとしては継承しつつも、政治家にフランス語保護の救世主だとまで評価されるラッパーである。極右政党であるとして国民戦線の支持者が人口の20パーセントを占めるマルセイユ出身のIAMは、移民排斥を訴える国民戦線に対し暴力や血ではなく、ラップを通じた闘いを挑んでいる。さらに、パリのバンリュー出身のNTMは、社会的に隔離されたバンリューやシテと呼ばれる地区に暮らす移民の若者が感じている絶望感や、むなしさ、フランス社会の不平等さを、辛らつな歌詞にこめていたのである。これらフランスを代表する3組のラップグループの分析を通じて、ラップ・フランセの特徴のみならず、移民の若者の社会的諸相を明らかにすることが可能であろう。

研究史においてもこうしたラップの分析は単にその音楽性を越えて文化論、社会論におよんでいる。ブレボは、アメリカ文化としてのラップがどのようにフランスで受容されていったか、オリジナルのアメリカンラップとフランスでのラップのテキストやテクニクにおける相違を中心に考察し、テクニクやラッパーとしてのライフスタイルは、大部分においてアメリカンラップやラッパーを手本していることを指摘し、フランスにおけるアメリカニゼーションの一形態としてラップを考察している。同時に、ラップのテキストに関しては必ずしもアメリカのラッパーとは同じではなく、フランスの伝統的なポピュラー音楽や文化的要素の影響を受けていることも指摘している<sup>3)</sup>。

またルバ・ヒュック<sup>4)</sup>は、フランスにおける移民の若者の反体制、対抗文化として機能している若者文化、マイノリティ文化としてのラップを考察し、ラップ・フランセがフランス生まれのアラブ人二世や三世の、ブール達のアイデンティティ形成に機能していることを指摘している。陣野俊史は2005年11月にパリ郊外クリシー・スー・ボワから起こった移民暴動から、移民の若者たちに広まる不満のはけ口としてのラップを考察している。移民法の変化や移民に関する事件と、それに呼応した形で発表されたラップのテキスト分析を通して、フランス政府の移民政策や移民に対する世論の反応に、フランスに住む移民の若者がラップという手段を使い、どのように反応したのかを分析している<sup>5)</sup>。

この様に、これまでのフランスにおけるラップの研究は、ブレボが行ったようなアメリカニゼーションの一部としてのラップ・フランセの誕生として、いかにアメリカ文化としてのラップがフランス的にローカライズされたのかという議論や、ルバや陣野が考察したような社会から疎外されたと感じているフランスの移民の若者が、ラップを通して社会への不満を噴出していった、というような議論が試みられてきた。

つまり1990年代に活躍したラッパーたちの多くは、1960年代後半から1970年代に生まれた移民であった。オイルショックによる不況、ジスカール・デスタンによる国境閉鎖など、移民排斥運動がもっとも

激化することにより、移民問題が可視化し、移民にとっての転換点であって1974年前後をフランスで過ごした彼らは、常にフランスで居心地の悪さを感じていたのである。そうした彼らのラップには、反体制的なテキストや、カウンター・カルチャーとしてのラップの要素を見出すことができよう。

さらに本稿では、1980年代は、フランスの文化政策、移民政策の転換点であったことに注目した。つまりミッテランへの政権移行によって誕生したジャック・ラング文化省の時代は、若者文化やマイノリティ文化を保護し、多文化主義の可能性を模索し始めた一方、ジスカルール期の移民締め出し政策とは逆に、移民の統合を模索し始めた時期でもあった。ラップが移民の若者だけでなく、いわゆる白人のフランス人にも受け入れられるようになってきたのもまた1990年代初頭からであった。加えてフランスにおいてラップが登場した1980年代初頭から半ばにかけてのラップは、ほとんどがアメリカの模倣であったが、ようやくフランスらしさが加えられ、ラップ・フランセという独自のラップが誕生し始めたのは1980年代の末から、1990年代に入ってからであった。

そこで第一部では、1990年代のラップ・フランセを中心に考察すると同時に、ラップ・フランセを受容・発信したフランスの移民、特にプールと呼ばれるアラブ系の移民二世や三世について考察を行なった。ラップという反体制的文化をなぜ彼らが必要としていたのか、ラップ・フランセとフランス社会における移民を分析した。そして第二部ではラップ・フランセが普及、流行していくにあたり、大きな役割を果たすこととなった、フランスの文化政策についての考察を行なった。

フランスにおいて、ラップ・フランセが一大ブームを起こすまでに発展した背景には、第一に1980年代から90年代初頭にかけてミッテラン社会党下で行なわれた文化政策の大規模化が大きく関わっていると考えられる。つまり、ミッテラン社会党政権下において、ジャック・ラング文化大臣主導の文化の民主化により、一般大衆文化やそれまではアメリカ文化であると考えられていた文化が、フランス文化として政府の保護や支援の対象となっていくことがある。ラップ・フランセも例外ではなく、政府の文化支援の庇護を受けた。また、アマチュア・アーティストや若者の文化活動支援の一環として、ラップのパフォーマーが育成されやすい環境があったことも事実である。さらに、1982年のラジオの自由化によりラジオ番組が多様多様となり、ラップ専門チャンネルの創設や若者音楽番組の放送を通じてラップ・フランセが流されることにより流行、そしてテレビのチャンネルさえこの時期に多様化し、音楽専門番組が登場したのも1980年代後半のことであったし、CD（コンパクト・ディスク）の普及も同時期であった。これら全ての要因が、ラップ・フランセの普及に影響をおよぼした。

1980年代にフランスで誕生した、ラップ・フランセは、90年代に入り、一大ブームを起こした。ミッテラン政権下において1982年から文化大臣の座に就いたジャック・ラングによる文化の民主化は、それまでは、「文化」とされていなかった大衆文化を、文化の枠に入れ、この文化政策における改革によって、ラップのパフォーマーが生まれやすい環境が作られた。あるいは、ラップ・フランセの普及にあたって重要な、メディアの非国有化がこの時期に行われることで、ラジオやテレビのチャンネルが多様化し、ラップ・フランセがメディアから発信される機会が大幅に増加したのであった。

1990年代初頭、フランスにおけるラップミュージックが全盛期をむかえる。ラップのCDが発売されれば、それはディスク・ドール賞、すなわち10万枚以上の売上げが約束されていたこの時代、NTMやIAMをはじめとするフレンチラッパーたちがもっとも活躍していた時期である<sup>6)</sup>。このラップブームの原因を、陣野氏は1986年から始まるコアピタシオン期以降移民法の改正に伴い移民への風当たりが強くなりつつあったことで、彼らのレトリックがより辛辣になり、その過激さに興味を持った人々が多かったことからCDの売上げを増やした、と述べるが、ラップブームの背景に隠れているのは、実は文化国家フランスにおける、文化政策にあったのではないだろうか。特に、ラップが全盛期を迎えることとなる1990年代初頭の直前、1980年代から1990年代初頭は、ミッテラン社会党政権下においてジャック・ラングによる文化政策の拡大が行われた時期であり、あるいはメディアの自由化が図られた時代でもあったことから、これらの文化政策がラップ音楽の普及を容易にしたことで、この時期にラップが普及し

たと考える根拠がここにあるのではないかと考えられる。

このようにフランスにおいてラップミュージックが移民の若者たちだけでなく、フランス人の若者たちにも聞かれるようになった背景には、ミッテラン政権化における文化政策の大規模化により、ポピュラーミュージックや、若者音楽のアーティストが誕生しやすく、また、メディアの自由化の動きと連動して、ラップがより広く発信されやすくというラップが普及しやすい環境が存在した。

さらに第二点として、ラップ・フランセは単なる、移民やブールたちの不満のはけ口であっただけではないのではなく、むしろフランス人の若者全体の不満がこめられていたことも、ラップ・フランセが受容された理由であると考えられる。これは、ミッテラン政権下で行われた移民統合政策がある種成功して、若者の間に連帯感が生まれていた証なのではないだろうか。また、当時から現在に至るまでフランスの社会問題の一つとしてフランスにおける移民統合の可能性が隠されていたのではないだろうか。なぜなら、普及しやすい環境があったところで、その音楽を受容する人がいなければ、数十万枚を超えるCDの売り上げは達成しえない。その売り上げ枚数は、フランスのパンリユーだけでは決して得ることのできない数であり、これはラップ・フランセがフランスの中産階級の白人たちの間でも、広く不動の人気を得たことを証明しているのである<sup>7)</sup>。この白人の中流階級の若者が反体制的ラップ・フランセを好んで受容していた背景には、ラップ・フランセの歌詞にこめられているメッセージに共感する部分が多くフランスの若者の間にあったからなのではないだろうか。そして、移民と、中流階級の白人のフランス人が、「同じ感情を共有する」ということはつまり、1980年代後半から、90年代前半にかけて行われた、移民統合政策がある意味で成功し、若者の間で、ブールをはじめとする移民たちがフランス人の一部として認められてきた証と考えることができるのではないか。

ミッテラン政権下で行われたフランス型移民統合政策のもとで特に1980年代後半から1990年代初頭において、フランスの若者と移民二世や三世との連帯が存在しフランスの若者に共通する高い失業率というものも、この連帯をさらに強めたと考えられる。フランスにおいて、1990年以来、常に最も失業率が高いのは、15歳から24歳までの男女である。ミッテラン期の統合政策に加え移民、非移民を問わず社会に対する共通の不満から、当時の若者はそれまでのフランス人が持っていなかった人種を超えたフランス人の若者としての、連帯感を持つようになっていた。そして、この連帯感こそ、フランス人の若者にラップを受容させるきっかけとなった。つまり、移民の若者が社会に対する不満を持っていたのと同様、フランス人の若者も、同様の不満を持っており、反体制的なラップに共感する部分が少なからず彼らの中にも存在していたのである。

1990年後半以降も、ラップ・フランセはフランスのCD売り上げランキングから外れることはなく、常にその地位を保持し続けていった。あるいは、フランスの音楽界におけるラップ・フランセは1990年後半以降、さらに高いものとなっていたとも言える。陣野氏はこの原因として、やはり90年代に以降の移民法の改定に見ている。つまり90年代に入り、議会で右派が過半数を占めるようになってから成立した1993年改定移民法（通称バスクワ法）や、国籍法修正案（メニューリー法）等、外国人の権利を縮小する法案が可決され、93年の改定移民法（通称バスクワ法）や国籍法修正案（メニューリー法）により、フランスへの入国も、滞在した場合の保護も大幅に制限された。この法律のもと、フランスで生まれた外国人の子供は、それまで自動的に与えられていたフランス国籍を16歳から21歳の間に「自らの意志で」申請することが義務づけられ、「本人の意志によってフランス人となることを選択した者にしか国籍を認めない」という方針が強化された。また、97年の移民法通称ドゥブレ法は、移民の滞在許可証の更新を認めないという更に厳しい内容となり、これらの右翼的な移民政策と連動して、移民がラップで不満を吐き出していたことで、ラップはむしろ活発化した。

第三は、フランス語保護政策の影響である。こうしたラップ・フランセのさらなる普及においても、フランスの文化政策が関わっていると考えられる。とりわけ、1994年に成立した、「フランス語使用法」、通称トゥーボン法の成立が、ラップ・フランセのさらなる普及にとって、非常に大きな影響を与えた。これ

は、「フランス語の使用を法律で義務付ける法律」<sup>8)</sup>であり、「フランス語を“浄化”する、英語追放への新法案」<sup>9)</sup>である。

トゥーボン法により、例えばラジオで朝6時から夜10時半まで流される音楽の40パーセント以上はフランス語のものではなければならない、という規制が設けられた。世論調査機関であるIPSOS Musicが、フランスの主要29局で流される全曲目を月単位で分析し、国の諮問機関であるCSA（視聴覚高等評議会）やSACEM（著作権協会）などに報告している<sup>10)</sup>。違反局にはCSAが警告を出し、改善されなければ放送の合間に違反していた旨を告げるメッセージを流させたり、一時放送中止という厳罰もあり、それまではアメリカのラップと人気を二分していたラップ・フランセも、フランスの音楽ラジオ放送において流される回数は増加せざるを得なかった。これにより、当時若者の間で流行し始めていたラップ・フランセが毎日のように放送されることとなり、ラップ・フランセのさらなる普及に拍車がかかったのである。

フランスにおいて、ラップ・フランセは当初はパンリュウの移民から支持され受容された。そして80年代の文化政策によりパフォーマーが増え、あるいはパンリュウの移民以外の人にもそのスタイルを紹介する機会が増えたことで徐々にその受容者を増やしていくと同時に、資本主義と連動し、受容者であるフランス人の好みに合わせてそのスタイルを変化させていった。その一方で反体制的要素をまったく失っていないラップ・フランセも同時に存在し続けたのであった。

年表 1 MCソーラー、IAM、NTMの発売アルバム年表

1991	MCソーラーのファーストアルバム、Qui sème le vent récolte le tempo（身から出た錆が40万枚を売上げ、ディスク・ドール賞を受賞。 IAMのファーストアルバム、De la planète mars（火星からの侵略）が、ディスク・ドール賞受賞。 NTMがファーストアルバム、Authentique（正真正銘の）をリリース、4万枚を売り上げる。
1993	IAMのセカンドアルバム、Ombre est lumière（闇は光）が30万枚売り上げ、ディスク・ドール賞受賞。 NTMのセカンドアルバム、J'âpuie sur la gâchette（俺は引き金を引く）が、7万枚を売り上げる。
1994	MCソーラーの二枚目のアルバム、Prose Combat（散文の闘い）が10日で10万枚という速さで売れ、ラップ・フランセ史上初となるミリオンセラーを達成する。
1995	NTMの3枚目のアルバムParis Sous Les Bombes（爆弾の下のパリ）が15万枚の売り上げで、初のディスク・ドール賞を獲得。
1996	NTM、Come Again 2 Le Retourをリリース。
1997	MCソーラー、Paradisiqueをリリース。 IAM、L'école du micro d'argent（脱拝金主義）をリリース。
1998	MCソーラー、MC Solaarをリリース。 NTM、Suprême NTzMをリリース。
1999	MCソーラー、Le tour de la questionをリリース。

## [ 注 ]

- 1) MCソーラー、IAM、NTMの1990年代のCDアルバム売り上げは、年表 1 を参考のこと。この時期に初めて、ラップ・フランセがディスク・ドール賞を受賞し、100万を超えるミリオンセラーとなった、MCソーラーのProse Combat (散文の闘い) が発売されたのも1994年であった。
- 2) NTMは、グループ名を、NTM から、Supreme NTM、Supreme NTM93等に度々変更しているが、本論文では、NTMに統一している。
- 3) André. J. M. Prévos, “ Rap and Hip Hop in France: The Americanization of popular music in Europe ” in Melting Phil and Roper Jon (eds. ) *Americanization and the Transformation of World Cultures Melting Pot or Cultural Chernobyl?*, New York: The Edwin Mellen Press, 1996, p.102.
- 4) Rupa Huq, *Global Youth Cultures in Localizes Spaces: The Case of the UK New Asian Dance Music and French Rap*, in David Muggleton, Rupert Weinzierl (eds. ) *The Post Cultures Reader*, New York: Berg, 2003.
- 5) 陣野俊史『フランス暴動 移民法とラップ・フランセ』河出書房新社、2006年。
- 6) RFI、フランス国営ラジオ放送ホームページ。
- 7) Rupa Huq, “ Global Youth Cultures in Localizes Spaces : The Case of the UK New Asian Dance Music and French Rap ”, in David Muggleton, Rupert Weinzierl ( ed. ) *The Post Cultures Reader*, New York: Berg, 2003, p. 198.
- 8) 朝日新聞、1994年 5 月 7 日。
- 9) 毎日新聞、1994年 6 月 8 日。
- 10) 調査方法は、対象局の全放送を常時DATに収録した後、曲名、歌手名、ジャンル、使用言語などのデータをデジタル信号として分類、蓄積。ここまでが自動で、最終的には数人のスタッフが、コンピュータ上で音を確認しながら整理している。

## [ 主要参考文献・参考資料 ]

### 洋書参考文献

- BALIBAR Etienne and WALLERSTEIN Emmanuel, *Race, Nation, Class : Ambiguous Identities*, Verso, 1992. (エティエンヌ・パリパール、エマニュエル・ウォーラーステイン著 (若森章孝、須田文明、奥西達也訳)『人種・国民・階級 揺らぐアイデンティティ』、大村書店、1997年。)
- BELKHODJA Chedly, “ Le gangsta rap: une atteinte au theme de la noirceur ”, *Argument Politique, societe, et histoire*, Quebec: Les Press de l Université Laval, 1999.
- BERNARD Philippe, *Immigration : Le Défi mondial*, Paris: Gallimard, 2002.
- BOELDIEU Julien et BORREL Chatherine, “ La population d immigrants est stable depuis 25 ans ”, *INSEE première*, n °748, novembre 2000.
- CACHIN Olivier, *L offensive rap*, Paris: Découvertes Gallimard Musique, 1996.
- CHARBONNEAU Nicolas et GUIMIER Laurent, *Docteur Jack & Minister Lang*, Paris: Le cherche-Midi, 2004.
- DELAUNAY Daniel et TAPINOS George, “ La mesure de la migration clandestine en Europe ”, *Population et conditions sociales*, mars 1998, n °7.
- ELING Kim, *The politics of cultural policy in France*, London; Macmillan press LTD, 1999.
- FERNANDO S.H., *The New Beats-Culture, musique et attitudes hip-hop*, New York: Anchor Books, 2000.

- HAMMER, T. ( ed. ) *European Immigration Policy*, Cambridge Univ. Press, 1985.
- HARGREAVES G. Alec, *Immigration, ' race ' and ethnicity in contemporary France*, London, New York: Rutledge, 1995. ( アリック・G・ハーグリーブス著 (石井真一訳) 『現代フランス移民からみた世界』、明石書房、1997年。)
- HUQ Rupa, “ Global Youth Cultures in Localizes Spaces: The Case of the UK New Asian Dance Music and French Rap ”; MUGGLETON David, WEINZIERL Rupert ( ed ) *The Post Cultures Reader*, New York: Berg, 2003.
- KIDD William, REYNOLDS Sian( Eds. ) *Contemporary French Cultural Studies*, New York: Arnold Publication, 2000.
- KUHN Raymond, *The Media in France*, London and New York: Routledge, 1995.
- LAROSE Jean, PICHETTE Jean, *Argument: Politique société et histoire*, Les Presses de l Université Laval, 1999.
- MARTI Pierre-Antoine, *Rap 2 France*, Paris: L Harmattan, 2006.
- MENDRAS Henri, *La seconde Révolution française 1965 1984*, Paris: Gallimard, 1988.
- MINCES Juliette, *La génération suivante: Les enfants de l immigration*, Paris: Flammarion, 1986.
- PERRY Sheila, CROS Maire, *Voices of France: social, political and cultural identity*, London and Washington: Pinter, 1997.
- POIRRIER Philippe, *La politique culturelle : Société et culture en France depuis 1945, MEMO*, Paris: Seuil, 1998.
- PREVOS J.M. André, “ Rap and Hiphop in France: The Americanisation of popular music in Europe ”, *Americanisation and the transformation of world cultures-Melting pot or Cultural Chernobyl?*, New York: The Edwin Mellen Press, 1996.
- REGOURD Serge ( ed. ) *Problèmes politiques et sociaux : De l exception à la diversité culturelle* No.904 septembre 2004, Paris: La documentation française, 2004.
- RICHARD Jean-Luc ( éd. ) *Problemes politiques et sociaux, Les immigrés dans la société française septembre 2005*, Paris: La documentation Française, 2005.
- RIGAUD Jacques, *La culture pour vivre*, Paris: Gallimard, 1975.
- RIGAUD Jacques, *Une politique culturelle pour la France, Paradoxes*, sept-oct. 1978.
- ROSELLO Mireille, “ Rap Music and French Cultural studies ”, in LE HIR Marie-Pierre and STAND Dana, *French Cultural studies*, State University of New York Press, 2000.
- SCNEIDER Michel, *La commedie de la culture*, Paris: Seuil, 1992.
- DE WARESQUIEL Emmanuel ( ed. ) *Dictionnaire des politiques culturelles de la France depuis 1959*, Paris: Larousse, 2001.
- WARNE Chris, “ Articulating identity from the margins: Le Mouvement and the rise of hip-hop and raga in France ”; *Voices of France Social, Political and Cultural Identity*, London: Pinter, 1997.

#### 日本語参考文献

- イヴ・レオナルド編 (植木浩監訳、八木雅子訳) 『文化と社会』芸文協出版部、2001年。
- エマニュエル・トッド (石崎晴己、東松秀雄訳) 『移民の運命 同化か隔離か』藤原書店、1999年。
- カトリーヌ・ヴィトール・ド・ウェンデン (宮島喬訳) 『フランスにおける移民と移民政策』D トレンハルト編 (宮島喬訳) 『新しい移民大国ヨーロッパ』明石書房、1994年。
- ジェラード・デランティ (佐藤康行訳) 『グローバル時代のシチズンシップ』日本経済評論社、2004年。
- ジェラルド・ノワリエル (吉田徹訳) 『フランスの移民統合モデルは有効か』『ル・モンドディプロマテ

イク』2002年1月号。

- ジョン・フィクス(山本雄二訳)『抵抗の快楽 ポピュラーカルチャーの記号論』世界思想社、1998年。
- バスカル・オリ(岸清香、剣持久木訳)『「文化政策」 フランス・モデルは存在するのか?』『国際関係・比較文化研究』静岡県立大学3(1)、2004年。
- ベネディクト・アンダーソン(白石さや・白石隆訳)『想像の共同体』NTT出版、1997年。
- マーク・コステロ、デイヴィッド・フォスター・ウォーレス(佐藤良明監修、岩本正恵訳)『ラップという現象』白水社、1998年。
- マルク・フェマロリ(天野恒雄訳)『文化国家 - 近代の宗教』みすず書房、1993年。(Marc Fumaroli, *L'ETAT culturel; Essai sur religion moderne, Editions de Fallois, 1992.*)
- ミュリエル・ジョリヴェ(鳥取絹子訳)『移民と現代フランス フランスは「住めば都」か』2003年、集英社。
- 小林雅明「フレンチ・ヒップホップ」『現代思想』10月号、1997年。
- 酒井麻実「ラップというトポス」『Lutece』(大阪市立大学フランス文学会) 2004年。
- 酒井麻美「フレンチ・ラップの現状と傾向について」『フランス文学論集』(甲南女子大学大学院文学研究科フランス文学専攻) No.15、2001年。
- 柴田三千雄、樺山紘一、福井憲彦編『フランス史 3』山川出版社、1995年。
- 陣野俊史『フランス暴動 移民法とラップ・フランセ』河出書房新社、2006年。
- 友岡邦之「時代に適応する「国民文化」 1980年代フランスにおける文化政策の大規模化をめぐる」『ソシオロギス』(東京大学大学院社会学研究科ソシオロギス編集委員会) No.21、1997年。
- 中野裕二『フランス国家とマイノリティ』国際書院、1996年。
- 中野裕二「統合原理を模索するフランス」宮島喬編『現代ヨーロッパ社会論』人文書院、1998年。
- 畑山敏夫「ミッテラン政権下の移民と政治」西堀文隆編『ミッテラン政権下のフランス』ミネルヴァ書房、1993年。
- 原輝史、宮島喬編『フランスの社会 - 変革を問われる文化の伝統』早稲田大学出版部、1993年。
- 本間圭二『パリの移民・外国人 欧州統合時代の共生社会』高文研、2001年。
- 前平泰志「移民労働者の子供と公教育制度」原田種雄ほか編『現代フランスの教育』早稲田大学出版部、1988年。
- 三浦信孝『現代フランスを読む』大修館書店、2002年。
- 三浦信孝編『普遍性が差異か』藤原書店、2001年。

#### 参考ホームページ

INSEE (国立統計経済研究所) [http://www.insee.fr/fr/home/home\\_page.asp](http://www.insee.fr/fr/home/home_page.asp)

RFI (フランス国営ラジオ放送) <http://www.rfi.fr/>

# 日本における環境教育

## その現状と展望

磯部 仁 美  
指導教員 馬橋 憲男

### はじめに

毎年“Person of the Year”を発表する雑誌『Time』が1988年に選出したのは、人物ではなく、「絶滅に瀕した地球」としての「1988年の惑星」であった<sup>1)</sup>。

それから18年経った今もなお、地球は「絶滅に瀕した」状態に変わらない。

地球温暖化、オゾン層の破壊、森林破壊、砂漠化、海洋汚染、土壌汚染、生物多様性の減少など、地球が抱える環境問題は挙げたらきりが無いほどある。また、このような自然環境的な問題の他にも、人口増加、人権侵害、難民問題、ストリートチルドレン、児童労働などの社会環境的な問題も数多く存在する。

このような広義の環境問題は、どこか遠くの場所で起こっているような気がしがちで、身近なこととして考えるのはなかなか難しい。しかし、これらの問題は決して個別に起こった事柄ではなく、相互作用的に発生し、全てが繋がりを持つ問題なのである。つまり、遠くのどこかの出来事なのではなく、私たち日本人にとっても関わりの深い問題ということだ。日本においても、近年では環境問題に対する関心が高まり、社会全体で問題に取り組む傾向が見られるようになった。企業のCMやインターネットのホームページなどでも、“環境に優しい”や“エコ”といった言葉をよく目にする。しかしながら、残念なことに現状は未だ「絶滅に瀕した地球」である。

今を生きる子ども達、これから生まれてくる子ども達は、環境が悪化したこの地球上で生きていかなければならない。科学技術が発達した現代、特に日本のような先進国と言われるような国では確かに、便利な生活を送れる。物質的な豊かさも手に入れ、そこに生きる子ども達は幸せと言えるかもしれない。しかし、もっと大きな責任が後にのしかかってくるであろう。今の豊かと思われる生活も、いつまで続くか分からない状態なのである。このような子ども達のために少しでも何か行動を起こすのが、今を生きる大人の責任であると考え、そのためには何をすればいいのか。まず、大人が地球の現状を知ること、そしてそれを子ども達に伝えていくことではないかと思う。

その上で、地球に起こっている様々な問題を解決するためには教育が重要な役割を果たすのではないかと考えた。小さい頃から環境問題に触れることで環境に対する意識が高まり、地球市民としての自覚を持った人材が育成され、その子ども達が親となってまた子ども達に伝えていく。このような循環が、問題を改善し、解決していくには必要なのではないだろうか。そこで、子ども達に環境について伝えていく教育、すなわち環境教育に目を向けてみる。その中でも、子ども達が必ず勉強と向き合う期間である義務教育・初等教育の期間に注目したい。小学生が地球の難題について学ぶのは早すぎるのではないかと考えられることも多いが、多くの研究や論文が、小学校の最初から地球的なものの見方を導入し体系的に発展させるべきだということを示唆している。また、子どもの社会化に関する研究の総合的な評論を見ると、7歳から12歳までの年齢は、態度形成を目指す教育にとっても世界へ目を開かせる教育にとっても最適な時期であり、初等教育は地球意識のための教育にとっても重要であると言えるのだ<sup>2)</sup>。つまり、初等教育における環境教育の取り組みが、環境問題の解決を担うであろう人材の育成をする上で非常に重要な役割を果たすということになる。

近年の日本の教育と言えば、“ゆとり教育”などという言葉が新聞でも多く見られたものの、結局は受

競争が激しく点数重視型の教育で、環境教育といったものは行われていないのではないかと疑問を持った。環境教育という言葉だけが一人歩きし、その内容は無いに等しい状態なのではないだろうか。法や制度だけが整備され、結局は教育現場の教師などの活動に一任されており、環境教育の実態はないのではないかと考える。また、環境教育が浸透しない原因としては、父兄の関心の低さも考えられる。周囲の関心が低ければ環境教育は推進されないであろう。そこで、地球上で起こっている様々な問題を解決するための重要な鍵となるであろう環境教育の日本における現状を考察したいと思う。

第1章では、環境教育の歴史的側面として、環境問題が重要視されるようになった経緯を通し、環境教育の誕生と日本における活動の過程をおっていく。第2章では、環境教育の実情として、現在日本で行われている環境教育のプログラムを検討してみる。そして第3章では、環境先進国と言われるヨーロッパの国々での環境教育の事例を探り、これからの日本における環境教育がどうあるべきかを考えてみたい。

以上のような構成で、日本における環境教育の現状と展望について、主としてこの分野における先行研究の調査・分析を通して、考察する。

## 第1章 まとめ

18世紀半ば頃イギリスで始まったとされる産業革命はヨーロッパから世界へと広がり、機械化による大量生産の実現をもたらした。それによって経済発展は達したものの、大気汚染という公害問題が発生した。日本においても、明治時代に産業地域での大気汚染が進行した。公害対策の法体系が未整備のまま1960年代の高度経済成長にさしかかり、その結果は公害病という最悪の結果となってあらわれた。この時期には、大気汚染のみならず、水質汚濁、自然破壊、騒音・振動などの問題も顕在化した。各地で発生した公害問題に対して国民世論が急速な高まりをみせ、責任の所在を明らかにするべきとの声が高まった。その世論を反映し、1967年に「公害対策基本法」が成立した。このように、1960年代は国民の公害への関心が増大した時期であった。

1970年代は、環境問題に対する国際的な取り組みが活発にされ始めた時代である。1972年に「国連人間環境宣言」、1975年に「ベオグラード憲章」、1977年に「トビリシ宣言」と国際文書が相次いで採択され、環境教育の目的や意義が明確化された。1970年代は環境教育推進のための世界的な土台が作られたと言ってよい時期である。日本でも1971年に環境庁が発足し、政府の環境政策についてを取り扱う専門機関が誕生した。公害教育が地域で個別に行われていたのが、環境教育研究会の発足（1975年）などによって、公害から環境へと概念が広がった時期であった。

1970年代の動きをうけて1980年代は環境教育の普及が期待されたが、実際はそうはいかなかったようだ。日本では環境教育懇談会が設置され（1986年）、環境教育への実際的な取り組みが始まると思われたが、広がりをみせなかった。1990年には環境教育学会が発足し、小・中・高校の教員、NGO、研究者などの連携の基盤ができた。文部省は1991年に「環境教育指導資料」をまとめ、クロスカリキュラムとしての環境教育の概念を示した。このように、1990年代に入ってようやく環境教育推進体制が整えられた。1992年には、大規模な国際会議となった地球サミットが開催された。このサミットでは「リオ宣言」「アジェンダ21」などの文書が合意され、地球環境問題を考える上で重要な契機となる会議となった。日本では1993年に「環境基本法」が公布され、政府主導であった「公害対策基本法」から、国民を含んだ皆が主体の法となった。ここには環境教育・環境学習推進の必要性も盛り込まれた。翌年1994年の「環境基本計画」でも、環境教育が国民の環境活動への参加を促すための重要な施策として位置づけられた。

こうして1980年代・1990年代を通して環境教育推進のための施策が整備されていった。その後2003年に「環境保全活動・環境教育推進法」が制定され、国および地方公共団体の環境教育推進に関する施策策定が求められている。しかし、未だ環境教育が十分に推進されているとは言えない状況である。筆者は長年地域の子ども会活動をしており、日常的に子ども達と接する機会が多いのだが、子ども達から環

境教育を思わせる活動の話の聞いたことがない、というのが現状である。

環境教育推進のための体制は十分に整えられたとはいえ、日本の環境教育はまだ歴史が浅く、これからの進展を期待するといったところである。

## 第2章まとめ

第2章では、環境教育の実情として、学校教育における実践と学校教育以外の場における実践の事例を取り上げた。いずれも1990年代の後半以降に活動が始まっており、1980年代と1990年代を通じた環境教育推進体制作りの結果があらわれる形となった。1990年代後半から現在に至るまで、様々な形で環境教育活動が行われてきてはいるが、それらの活動は特定の地域や学校に限られており、一般的な浸透を果たしたとは言えない状態である。

例えば、2006年度にエコスクールとして指定された学校数は68校で、全国に約30,000校以上ある公立学校<sup>3)</sup>との比率は1%に満たない極めて低い数字となる。しかし、ここで注意したいのは、文部科学省のパイロット・モデル事業として指定されていなくても、個々の学校は十分にエコスクールとして成立し得るという点である。シンプルな例として、例えば学校外の自然環境と調和する形で学校ビオトープを整備したり、給食の残飯を堆肥化して校内庭園に使用したり近隣の農家に配布する等、地域の特色を生かしつつエコスクールの整備を進めることもできる。このような小規模な整備によって可能となるエコスクール施設も含める形で、今後はより幅広い観点からエコスクールを捉え、その整備を推進していく必要がある。

環境教育推進グリーンプランとエコフロー事業もエコスクールと同様で、文部科学省や環境省に指定されていなくても各学校で活動を進めていくことが求められる。こどもエコクラブや環境カウンセラーの活動などにも通じて言えることであるが、それぞれが積極的に行動しないことには環境教育の推進は成しえないのだ。参加できる環境教育プログラムがないわけではないので、それらのプログラムを活用し、環境教育活動に積極的に加わっていくことが望まれる。

そういった意味で、親や教師をはじめとした地域ぐるみでの環境教育活動が求められる。しかし現実的には、財政上の問題、学校教育での教師の負担など、いくつかの問題点がある。日本国民がもっと気軽に環境教育に取り組めるようにするには、やはり国の働きかけが必要なのである。NGOや地域の民間団体と協力し、行政が率先して環境教育を推進していく姿勢が期待される。

## 第3章まとめ

第3章では、環境先進国と言われるヨーロッパの国々の環境教育の歴史と事例を見てきた。実のところ、1970年に世界で初めて全米環境教育法を制定するなど、アメリカも環境教育の先進的な活動を行っている。特にウィスコンシン州の活動が有名で、1983年には、小学校の教員資格を取得する試験で環境教育を必修にしているほどである。1985年には学校カリキュラムに環境教育を含むことを義務づけ、1989年の法律では、州内に環境教育委員会を設置すること、環境教育プログラムに助成金を交付することなどを定めている。しかしその広大な土地ゆえ、国として環境教育が推進されている状況ではなかったのだ、今回は比較対象から外した。

スウェーデン、ドイツ、イギリスの各国の環境教育活動から共通して言えることは、自治体、学校、企業、NGOなどの各機関が枠を超えて協働していることである。それにより、形だけではない実際的な環境教育活動が可能となっている。環境への意識を変革してそれぞれが主体としてライフスタイルを変えていくには、子どもたちが社会を変えていくように教育する必要があることを十分に認識し、それを実践しているのだ。国レベルでの法律等もさることながら、州などの自治体レベルでの活動、さらには

家庭における活動も活発である。環境教育が根付いたヨーロッパの国々では、子どもの頃から環境を配慮した生活の中で生きていくので、環境に対する意識が自然と高くなる。そのような中で育った子ども達が大人となり、次世代の子ども達に同じことを伝えていく、というような循環が出来上がっているのだ。

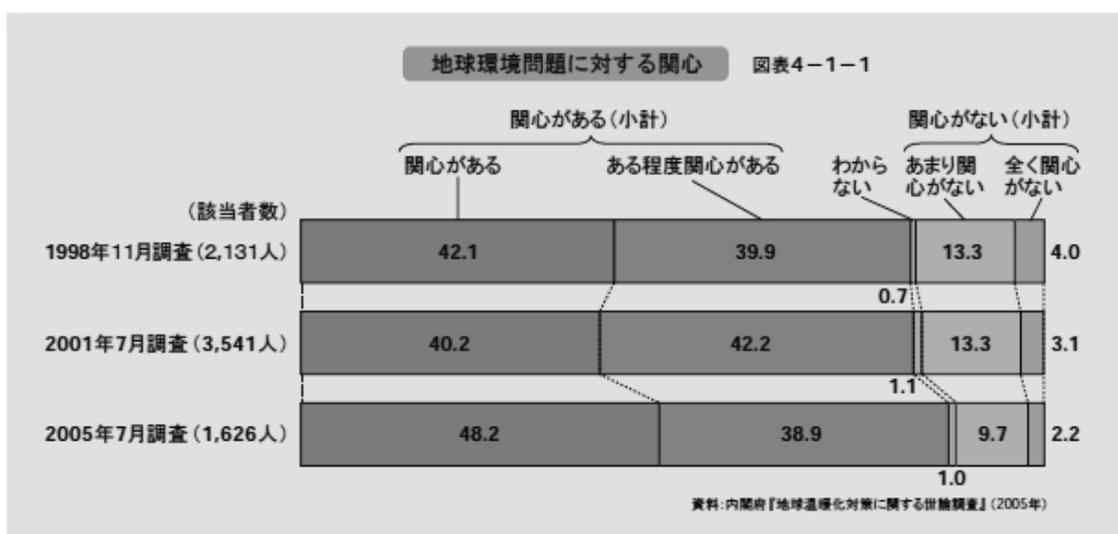
他国の事例をそのまま取り入れることが日本でも有効であるとは限らないが、世界的に環境先進国と言われる国々の歩みを学ぶことは重要である。欧米諸国の活動を参考にし、日本も国および自治体で率先した環境教育推進活動を行ってほしいと感じた。

## 終わりに 日本の環境教育のこれから

環境教育の歴史、日本における環境教育活動の実情、環境先進国と言われるヨーロッパの国々での環境教育活動を様々な事例を挙げて見てきたので、それを参考にして日本における環境教育のこれからを考察したい。日本において環境教育なるものはほとんどなされていないと考えていたが、環境省や文部科学省をはじめとする国レベルでの活動、地方自治体などの地域レベルでの活動、民間団体やNGOなどの市民活動など、思ったより多くの活動がなされていた。それでもなお環境教育は一般的と言える広がりを見せていないように思う。実際に、筆者が「環境教育について勉強している」と言うと、それは何かと問われることが多いからだ。今回研究をしてきて感じたのは、環境教育は積極的に行われている地域とそうでない地域が二分化しているのではないかということである。このことも踏まえた上で、最後に、環境教育が今後ますます広がっていくための課題点を分析したいと思う。

### 環境に対する意識と行動

ドイツの環境政策が他国に比べて進んでいるのは、ドイツ政府の環境意識が最初から高かったからではない。前章でドイツの例を見たことから分かるように、経済成長優先から環境・自然優先へという要求が市民の方からあがり、政治を動かしたというボトムアップ的な動きによって環境政策が進んだのであった<sup>4)</sup>。環境汚染を契機として法規制を強化したドイツと同じように、日本も大気・水質汚染の社会問題化によって環境問題に目が向けられるようになった。この時に日本もドイツと同じく環境先進国になる可能性があったのだが、当時の日本では市民レベルの環境保護運動の動きは見られなかった。それは、日本が陸続きの国ではないという地理的状況から必然的に“Think Globally, Act Locally”の考えが

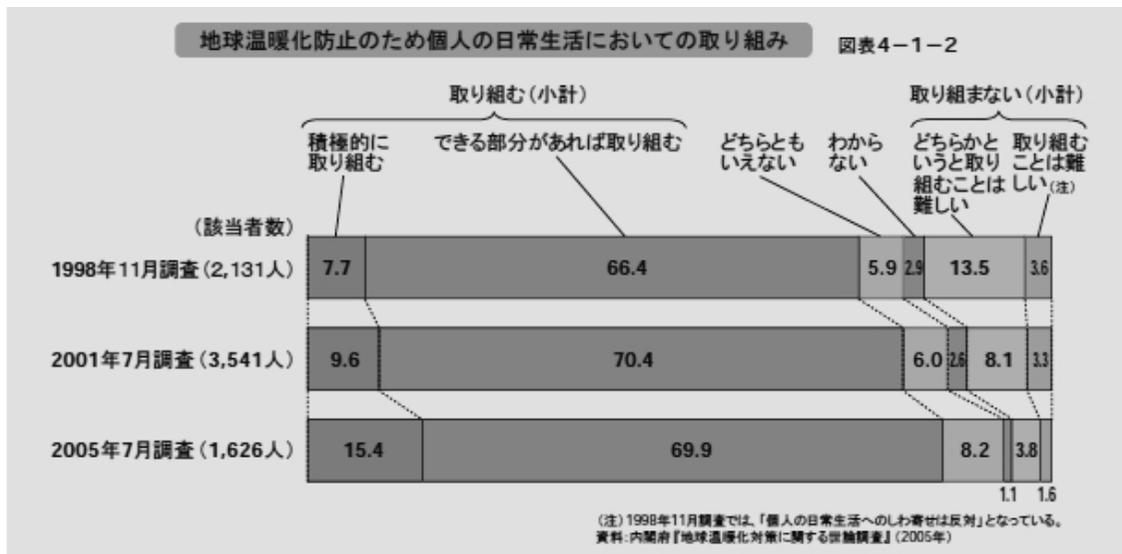


出典：内閣府国民生活局『エコ・ライフハンドブック2006』

ヨーロッパのように定着せず、長期的な視野で環境保護をとらえる必要がなかったことが挙げられる。公害問題を経験した日本の市民が環境保全に対する運動を積極的に行わないのは、環境に対する意識が低いからかと思われるが、日本人の環境に対する意識が低いわけでは決してない。前ページの図からもわかるように、地球環境問題に対して全く関心がないと感じている人はほとんどいないのだ。2005年の調査では、約90%の人々が「地球環境問題に関心がある」と回答している。つまり、日本において環境問題に対する活動が欧米ほど活発ではなく、環境教育が十分に普及しないのは、環境に対する意識の低さからくるのではないことがわかる。

また、数々の調査結果から、日本人の環境意識は極めて高く、時にはヨーロッパの人々の意識を越えることが明らかになっている。しかし環境意識と実際の行動には大きなギャップが生じていることも指摘されている。下図は、1998年に内閣府が行った『地球温暖化対策に関する世論調査』である。地球温暖化防止のために個人の日常生活での取り組みをどのような姿勢で行うかを示しているが、図を見るとわかるように、上で見た環境問題に対する関心の高さと相反し、日常生活の取り組みに「積極的に取り組む」がとても低い数字を記録している。「できる部分があれば取り組む」は圧倒的な数を占めているが、これはあくまで経済成長主義の考えと変わらないことになってしまう。

ではなぜ意識と行動が比例しないのかという点が大きな課題となるが、日本人は意識先行型でヨーロッパの人々は行動先行型という見方もある。早稲田大学の寄本勝美教授は、「日本の自治体と市民は確立したパートナーとして一定の距離は保たず、役割分担という意識よりも、自治体がすべてを行うべきだ」という考え方をしている。その理由は、日本では市民は税金を払えば社会貢献の義務はないと考えられているところにある。それに対してヨーロッパは税金も社会貢献も義務と考えられている。両者の差異は、市民権を自動的に入手した日本と、戦って市民権を獲得したヨーロッパの違いではないか。」と説明している。ここに、日本人の自治体任せな考え方、受動的な行動姿勢がうかがえる。また、環境行動をするための受け皿やエコ製品市場、組織化された環境団体、環境保護を重視した政治システム等が整備されていないことも考えられる。これは逆に言うと、消費者を意識した日本の社会システムが整備されれば、すでに存在する消費者の高い環境意識が十分に反映されることを示している。他人任せな国民に対し、自治体側も積極的な体制を整えていないのが悪循環となっている。環境に対する意識と行動が結びつかないのは、行動を起こす際の日本人の受動的な態度と、不十分な社会システムによるものだと考えられる。



出典：内閣府国民生活局『エコ・ライフハンドブック2006』

## 環境教育に対する関心

日本における環境に対する意識が高いことは確認できたのだが、環境教育に対する意識はどれほどなのか、平成14年度に環境省が行ったアンケート調査で確認してみたい。

『環境基本計画で期待される民間団体の取組についてのアンケート調査』から、環境教育や環境学習、環境保全の実践活動が一般的に重要と考えられていることがわかった。

環境教育に対する国民の期待が高いにもかかわらずその普及が十分ではないのは何に起因するのであろうか。それは、環境に対する意識が高いにもかかわらず環境保全のための取り組みに積極的ではないのと同じで、日本人の態度が受動的である傾向がある点だと考えられる。ここで、そのような日本人が、子ども達に環境保全活動を促す上で強い影響力をもっていると思われる主体としてどのような場を挙げているのかを見てみる。下の表は、環境庁が平成11年に行った『環境教育の総合的推進に関する調査』の結果である。受動的な姿勢で物事を行う傾向があると考えられる日本人であるが、日常生活に密着した項目に関しては、影響力をもっていると思われる主体として家庭が高い割合を占めている。つまり、家の外での教育のみに期待しているわけではないということである。八項目のうちの半数の項目において家庭が1位となっているが、2位はほとんどが学校であり、やはり学校の影響力が強いと思われる傾向が表れている。

## 民間団体の役割として一般的に重要と考える事項



注：3つまでの回答

出典：環境省『環境基本計画で期待される民間団体の取組についてのアンケート調査』

## 子ども達が身につけるために強い影響力をもっていると思われる主体

行為	1位	2位	3位
ごみの出し方など社会のルールを身につける	家庭 (92.8%)	学校 (28.2%)	町内会等 (10.9%)
地域の自然や身のまわりの環境に関心をもつ	家庭 (53.1%)	学校 (52.0%)	町内会等 (20.7%)
どんな環境問題がなぜ起きているかを知る	テレビ・新聞 (58.7%)	学校 (53.6%)	家庭 (14.9%)
環境保全のためにどんな取り組みをしたらよいかを知る	学校 (50.7%)	テレビ・新聞 (29.5%)	家庭 (18.0%)
ものを買うときに環境に配慮した商品を選ぶ	家庭 (77.3%)	テレビ・新聞 (25.7%)	環境消費者団体 (18.7%)
省エネ・省資源など、環境に配慮した暮らしを実践する	家庭 (78.8%)	学校 (23.0%)	テレビ・新聞 (20.3%)
環境保全のためにボランティア活動をする	町内会等 (42.2%)	学校 (37.8%)	家庭 (16.2%)
環境保全のために自発的なグループ作りをする	町内会等 (43.9%)	学校 (31.3%)	環境学習施設等 (18.0%)

出典：環境庁『環境教育の総合的推進に関する調査』（平成11年3月）

今回の研究では環境教育の家庭における実施状況までは調査できなかったが、日常生活に密接した行動には家庭における環境教育が重要な役割を果たすことが容易に想像できる。特に、幼少期における家庭環境の影響は非常に大きなものである<sup>6)</sup>、家庭での環境教育の推進も今後充実したものになることが望まれる。それは逆に言えば、環境教育が一般的に普及することで、その教育を受けた世代が親となって家庭における環境教育の充実が期待できるものになる、ということである。それゆえ、学校教育における環境教育の発展がますます望まれることになる。

#### パートナーシップ<sup>7)</sup>による環境教育の推進

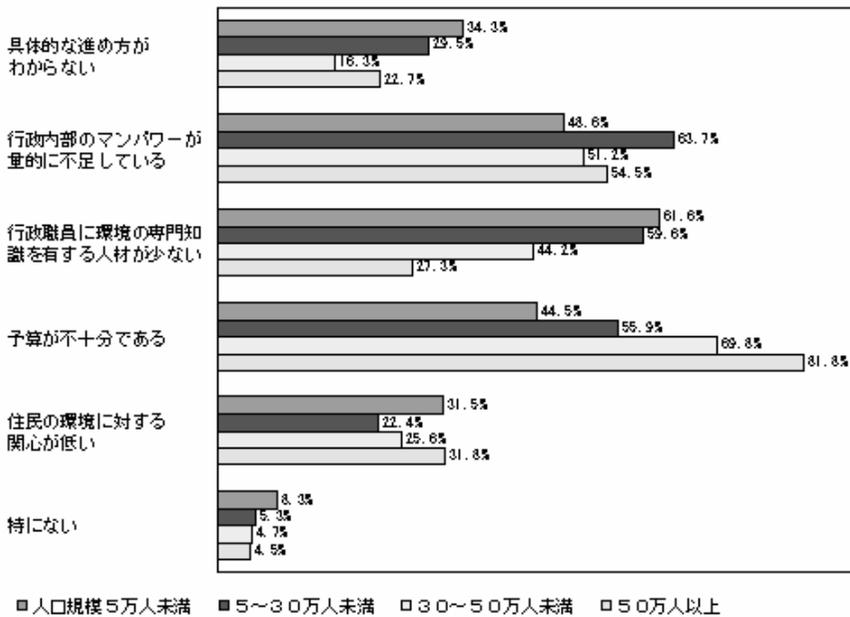
学校や家庭における環境教育推進の重要性が確認できたが、これらの場においてのみ活動が活発になればいいというわけではない。地球環境問題においては、個々の環境活動だけでは解決できないのが現状である。なぜなら、広域で複合的な環境問題は、一つの活動、一つの地域だけでは解決できないからである。したがって、各地域の環境活動グループの主体がパートナーシップを組み、環境教育のネットワークを広げることで、環境問題の解決に向けた活動効果が相乗的にあがると考えられる。そこで、パートナーシップについてを取り上げる。

環境省の報告書のなかで、「パートナーシップの各主体の役割と責任」としてパートナーシップについて言及されている。パートナーを組んで環境教育を推進しようとする場合にはお互いが補完関係を築くことができるので、単体で活動をするのと比べて、パートナーシップによる効果は大きなものと考えられることができる。それではパートナーシップとはどのようなものかということ、パートナーシップを構成する各主体は、パートナーの主体（自分）とパートナー（相手）に分けられる。環境基本計画などにあるパートナーは「行政」「民間団体」「事業者」「市民」というような広範囲な主体概念であったが、この報告書ではもっと細かく分けられている。具体的に挙げると、「家族（親・兄弟・親戚）」「地域住民」「町内会などの地縁組織」「商店などの事業者」「地域の会社」「NPO/NGO」「学校（小・中・高）専門学校」「大学・研究機関」「市町村民」「教育者・野外活動指導者・熟練者」「研究者・専門家・有識者」「生活協同組合」「農業協同組合」「消費者団体」「市民団体」「労働組合」「経済団体」「大企業」「学術団体・研究機関・センター」「公共施設（博物館・野外施設）」「市町村など地方公共団体」「都道府県行政など地方公共団体」「国（政府）」「海外（NGO・UNESCO等）」などと区別されている。その上で、パートナーシップの主体と相手（パートナー）がどのような関係を具体的に築けるかを考える必要がある。このようにパートナーシップの各主体に具体的な顔が見えると、各主体が担うべき役割と責任は明らかになってくる。しかし、現実にパートナーシップを組む際には様々な問題も生じてくる<sup>8)</sup>。

例えば、NGOやNPOが数多くあるため、どの団体と提携したらいいかわからなかったり、実践活動や情報交換を行う場が少なく、パートナーシップを実施するのが難しかったり、ということである。また、パートナーシップが相乗効果を及ぼす場合はうまくいくことが予想されるが、パートナーシップは人間同士、また人間が構成する組織同士の組み合わせなので、コミュニケーションや組織規定の相違などによってうまく効果が現れない場合もある。予算、組織人員の不足などの問題点、目標の捉え方や活動のコンセプトの相違なども考えられる。これらの問題を解決するためにも各自治体がパートナーシップの架け橋となって活動を行うことが必要となる。少し古い資料ではあるが、根本的な課題点は変わらないと思うので、自治体が環境教育を推進する上での課題に関する調査結果を参考にしたい。次の図は、環境庁が1998年に行った『環境教育の総合的推進に関する調査』の結果である。

## 市区町村が環境教育・環境学習を推進する上での課題

単位：％



出典：環境庁『環境教育の総合的推進に関する調査』（平成10年3月）

予算不足が一番の課題として挙がっているが、行政内部に関する課題点も浮き彫りになっている。今回の研究で筆者も感じたことであるが、行政の担当者が非常に少なく、対応しきれていないという問題がある。例えば、環境省の環境教育推進室に電話調査を行っても担当者不在ということが多かったり、文部科学省の資料室に環境教育に関する資料がほとんどないような状態だったり、といったことがあった。1990年代の終わりから日本における環境教育はだいが盛んになったのも事実であるが、これ以上の発展のためには、行政内部からの積極的な活動が期待される。

各自治体での環境教育・環境学習に関する基本方針・計画が進んでおり、筆者の調査によると2007年1月現在46都道府県が策定を済んでいる。各都道府県レベルでも環境教育推進の必要性が認識されているにもかかわらずその活動が十分と言えないのは、活動はやはり形式的であるのが現状ということになる。今後は、この基本方針・計画を活用した環境教育活動の実施が望まれる。

行政による積極的な環境教育活動を期待する一方、個別的で地道な活動も重要であることは言うまでもない。個人個人の活動のほか、自治体による地域レベルでの活動、企業などの社員に対する環境教育活動など、すべての主体による活動が必要になることをもう一度確認しておきたい。すべての主体によるパートナーシップの実施で、環境教育の推進は相乗効果を生み出すのだ。

今回の研究を通して、文部省や環境省などが思ったより多くの環境教育活動をしていたことは意外であったが、やはりまだ形式的なものという印象が残る。行政がリーダーシップをとり各主体とのパートナーシップを実現することが、日本における環境教育を推進するための今後の課題である。『子どもと環境教育』<sup>9)</sup>で提唱された環境教育の3Eを目指し、私自身も活動していきたいと思う。その3Eとは、Educational（教＝共育的であること）、Enjoyable（楽しく、おもしろいこと）、Ecological（人や環境にやさしいこと）である。環境教育が辛苦のものであっては人々に受け入れられないので、この3Eを目指して活動していくことはとても有効であると感じた。

日本における環境教育は決して暗いものではないので、これからの展望に期待し、その活動を今後もおっていききたい。

## [注]

- 1) ジョン・フィエン『環境のための教育 - 批判的カリキュラム理論と環境教育 - 』東信堂、2001年、13ページ参考。
- 2) スー・グレイグ グラハム・パイク ディヴィッド・セルビー著 (助)世界自然保護基金 日本委員会訳 『環境教育入門』明石書店、1998年、76ページ参考。
- 3) 文部科学省の発表によると、平成17年5月1日現在、公立小学校が23,123校、公立中学校が11,035校となっている。
- 4) 今泉みね子『フライブルグ環境レポート』中央法規出版、2001年、93ページ参考。
- 5) 『環境先進国 ドイツ 環境技術から市民のくらしまで』2002年、大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事館、37ページより引用。
- 6) 田尻由美子と井村秀文が「母親の環境保全行動や社会への参加意欲は、母親自身の自然観、自然に対する親しみ行動に影響を与え、間接的に、子どもが自然に対する感性を形成する上で影響を及ぼす」と述べていることから、幼児期の子どもの環境教育には親に対して環境教育を行うことがもっとも効果的であることがわかっている。(今井清一『日本の環境問題と環境教育』晃洋書房、1996年、116ページ参考。)
- 7) パートナーシップとは、英語でpartnershipで、「協力関係・提携」を意味する。
- 8) 環境省総合環境政策局『平成14年度環境基本計画推進調査費(政策分)パートナーシップによる環境教育・環境学習の推進調査 調査報告書』2003年3月、参考。
- 9) 阿部治編『子どもと環境教育・環境教育シリーズ1』東海大学出版会、1993年、166-175ページ参考。

# バングラデシュ人民共和国における 再生可能エネルギーを利用した電力開発の展望

五味 泰久  
指導教員 高柳 彰夫

## 1. はじめに 論文の目的と全体の枠組み

これまで電力開発は経済開発の枠に組み込まれてきたが、人類が依然必要とし、今後も引き続き行われるであろう電力開発に、「人間開発」、「社会開発」、「持続可能な開発」の一部として果たしうる役割はないのだろうか。本稿では、代表的な貧困国であり、多くの機関により援助が行われているバングラデシュで展開されている再生可能エネルギーを利用した電力開発に焦点を当て考察した。

第1章は、「電力開発を進める上で考慮すべきこと」として、環境、社会開発・人間開発そしてローカルの強化の3点について取り上げた。

第2章は、「バングラデシュに必要な電力と発電方式の現状」として、各国の一人当たりの発電量といくつかの人間開発指数の関係を表したグラフから、最低限必要な一人当たりの発電量を算出し、現時点で足りていないバングラデシュの発電量を求めた。また、バングラデシュの発電方式の現状をまとめた。

第3章から第5章までは、バングラデシュにおいて再生可能エネルギーを利用した発電に関わる各セクターの取り組みをまとめた。第3章はバングラデシュ政府、第4章はNGO、第5章は国際機関についてそれぞれ取り上げた。

終章では、各セクターによる取り組みを比較したうえで、問題点を整理し、今後の展望についてまとめた。

## 2. 電力開発を進める上で考慮すべきこと（修士論文第1章の概要）

### (1)環境

世界はいま、保健、衛生、ジェンダー、教育など様々な問題を抱えている。中でも環境問題は多くの国が何らかの被害を受ける非常に大きな問題で、その環境問題の中でも地球温暖化は長期的な展望を持って、かつ出来るだけ速やかに対策に取り組まなければならない大きな問題といえよう。そして、地球温暖化の原因の一つとして、温室効果ガスの排出量増加が挙げられている。

世界が温室効果ガス削減に向けて動く中で、発電により発生する大量の温室効果ガスの削減は、地球温暖化の対策の一つとして、その位置づけは高いものであると認識されていると言えよう。

### (2)社会開発・人間開発

電化によるインパクトは本来経済活動にとどまるものではない。電化して年月が経った地域では、多くの住民が子供に教育を受けさせ、家族計画に賛成するとともにその知識や方法を知っており、便所を使用する住民も多く衛生観念が高い。<sup>1)</sup>電化されることにより住民の教育に対する関心が高まり、家族計画や衛生観念の理解が深まる。こういった啓発は社会開発、人間開発そのものである。社会開発、人間開発の観点からも電力開発の果たす役割は小さくないといえよう。社会開発、人間開発が遅れている地域こそ優先して電化を進め、その地域の住民が電気の恩恵を享受できるようにすることも重要なことであろう。

### (3) ローカルの強化

経済の単一化が進む中で、独立間もない政治的に不安定で経済的に未発達だった途上国が国際的な市場経済に組み込まれ、先進国が考えた先進国に有利な仕組みのなかで途上国は国家の営みを事実上続けてきた。このようなグローバル化が進む中で、競争原理に晒されている途上国に対して開発援助を行なう場合、与えられた条件の中でどのように進めることが有効なのか検討する必要がある。そして、その対策の一つがローカルの強化であると考えられる。

ときに搾取的な表情をもつグローバル化の枠組みの中で途上国が自立するためには、貧困からの根本的な解放が必要であり、貧しさゆえに電気・ガス・水道等の基本的なインフラ整備がなされず、インフラ整備ができないために開発も進まないという悪いサイクルから途上国が脱却するためには、最低限のインフラを整備する必要がある。インフラを整備し技術力を高めることは、その国に持続可能な発展をもたらす。つまり、自国のニーズをできるだけ自国で賄えるようになることを目指せば、より良い技術協力になるのではないかと考えられる。

環境保護、ローカルの強化等の観点から電力開発を行なうことを考えた場合、その有効な発電方式として、再生可能エネルギーを利用した分散型の発電システムは有効であると考えられる。

## 3 . バングラデシュに必要な電力と発電方式の現状（修士論文第 2 章の概要）

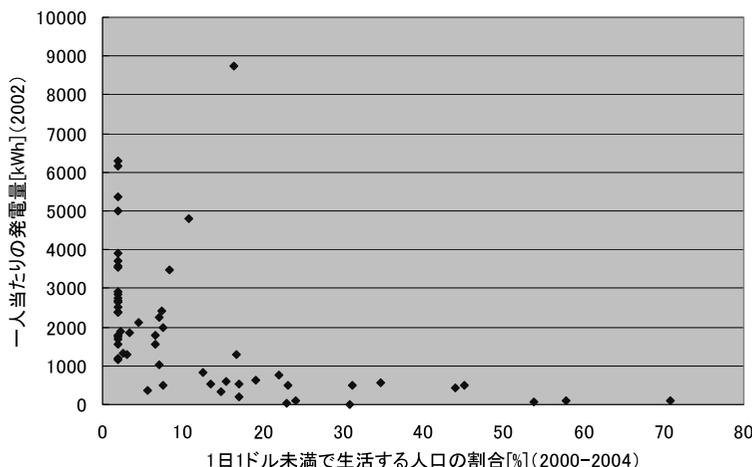
### (1) 人間開発の観点から見た、途上国に必要な一人当たりの発電量

人類は豊かさを求めるのと同時に電力の開発を進めてきた。途上国の開発についても、これまでインフラを整備する際に電力開発はその中心のひとつに据えられてきたし、今もなお多くの国において電力開発は中心的な地位を維持している。

しかし、約160カ国におよぶ全ての途上国が現在の先進国並みに電力を得るには、かなりの数の発電設備を必要とする。発電方式がどうあれ地球への環境負荷が決して小さくないことは容易に想像がつく。

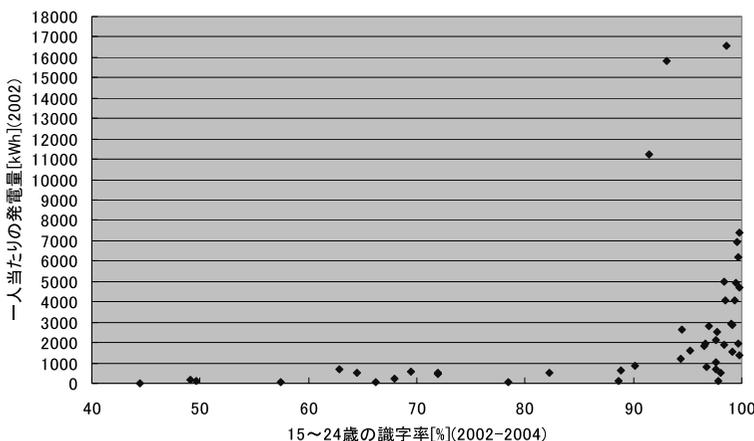
環境への負荷を最小限に抑え、かつ途上国の人々が人間らしく生きて行けるためには具体的にはどれだけ電力開発を進めればよいのか。人間開発の観点から、いくつかのミレニアム開発目標の指標と発電量を照らし合わせて検証した。

グラフ 1 1日1ドル未満で生活する人口の割合 [% ] と一人当たりの発電量の関係  
(世界銀行ウェブサイト<sup>2)</sup> のデータより筆者作成)



グラフ1は、世界各国の1日1ドル未満で生活する人口の割合 [% ] と、年間の一人当たりの発電量との関係を表したもので、プロットはほぼL字型になっていることが分かる。また、1日1ドル未満で生活する人の割合が20 [% ] を超えているのは、一人当たりの発電量が1,000 [ kWh ] 未満の国々であり、逆に1,000 [ kWh ] 以上のほとんどの国々は1日1ドル未満で生活する人の割合が10%未満であることが分かる。

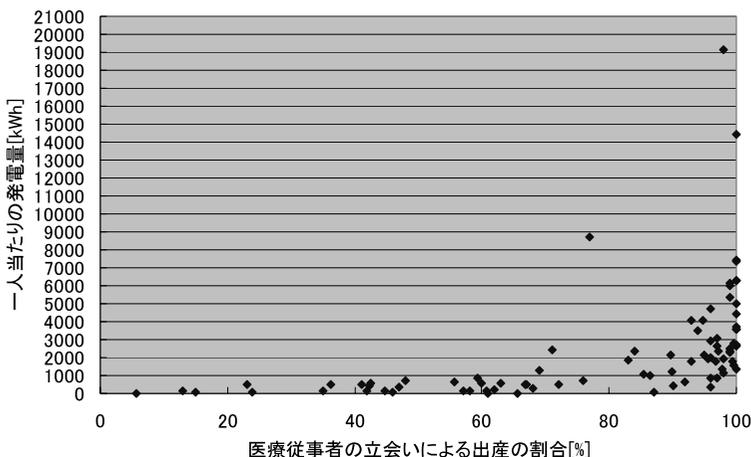
グラフ2 15～24歳の識字率と一人当たりの発電量の関係  
(世界銀行ウェブサイト<sup>3)</sup>のデータより筆者作成)



グラフ2は、15歳から24歳までの識字率と一人当たりの発電量の関係である。得られたデータは国によって2002年のものから2004年のものまでであり、サンプル(国)数が46カ国とやや少ないが、こちらもL字型の散布になっていることが分かる。

一人当たりの発電量1,000 [ kWh ] を境に、それ未満の国の多くは識字率が90%以下またはそれを大きく下回っており、逆に1,000 [ kWh ] 以上のすべて国の識字率が90%以上であることが分かる。

グラフ3 医療従事者の立会いによる出産の割合と一人当たりの発電量の関係  
(世界銀行ウェブサイト<sup>4)</sup>のデータより筆者作成)



グラフ3は、世界84カ国の医療従事者の立会いによる出産の割合と一人当たりの発電量の関係を表したものである。値は2000年から2004年までで得られた最新のデータを使用している。X(横)軸は一人当たりの発電量、Y(縦)軸が医療従事者の立会いによる出産の割合である。

プロットはほぼL字型になっており、医療従事者の立会いによる出産の割合が80%を下回っているほとんどの国は、一人当たりの出力が1,000 [ kWh ] 以下で、一人当たりの発電量が1,000 [ kWh ] を超えているほとんどの国は、医療従事者の立会いによる出産の割合が80%を超えている。

1日1ドル未満で生活する人口の割合、15歳から24歳までの識字率および医療従事者の立会いによる出産の割合以外に、5歳未満児の死亡率、HIV感染率(15~49歳)、出生時の平均余命と年間の一人当たりの発電量との関係を調べると、いずれのグラフもプロットはほぼL字型になり、一人当たりの発電量が1,000 [ kWh ] を境にそれぞれの指標に変化があることがわかる。したがって、人間開発の観点からすれば電力開発を行なう上で、1,000 [ kWh ] は一つの目標になり得ると考えられる。

### (2)人間開発の観点から見たバングラデシュに必要な発電量

バングラデシュの国民一人当たりの発電量は135.85 [ kWh ] である。1,000 [ kWh ] を目標とした場合、開発すべき一人当たりの年間の電力は、

$$1000.00 - 135.85 = 864.15 \text{ [ kWh ]}$$

国全体では、

$$864.15 \text{ [ kWh ]} \times 140000000 \text{ ( 1 億 4 千万 ) [ 人 ]}$$

$$120,981,000,000 \text{ [ kWh ]}$$

この電力を発電するのに必要な発電設備の発電量は、以下ようになる。

$$120,981,000,000 \text{ [ kWh ]} \div 365 \text{ [ 日 ]} \div 24 \text{ [ 時間 ]}$$

$$13,810,616.44 \text{ [ kW ]}^3$$

### (3)バングラデシュにおける発電の現状について

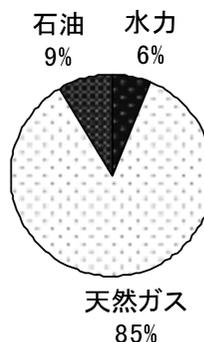
バングラデシュの発電量は急速に増えている。また、バングラデシュは天然ガスが豊富で、1990年代から発電に使用される一次エネルギーの80%以上を賄っている<sup>6)</sup>ことが、特徴といえる。2002年の段階で、発電に使われる資源の割合はグラフ2のような内訳になっており、全発電量に占める天然ガスを利用した発電量の割合は約85%と依然高い。割合としては90年代以降頭打ちとなっているが、各援助機関が開発に力をいれていることもあり、今後も利用されつづける可能性は高い。

なお、バングラデシュに限ったことではないが、再生可能エネルギーを利用した発電方式による発電量は現在のところきわめて少ない。

また、グラフ4の中では、水力発電が再生可能エネルギーによる発電に当てはまるが、いわゆるダムを利用した大規模開発によるもので、国土の大部分が平坦なバングラデシュにおいては、小型水力発電を除き水力を利用した発電の割合が増える可能性は低い。

そして、特に国境付近で送配電網が行き届いていない地域が多いことも、特徴のひとつにあげられる。

グラフ4 バングラデシュで発電に使用される一次エネルギー内訳  
(世界銀行ウェブサイト<sup>7)</sup>のデータより筆者作成)



バングラデシュで発電に使用される一次エネルギー内訳 (2002年)

## 4．各セクターによる取り組み（修士論文第3～5章の概要）

バングラデシュにおいては、政府、NGO、国際援助機関の三つのセクターが再生可能エネルギーを利用した電力開発の分野で大きな役割を果たしている。

### (1)バングラデシュ政府

バングラデシュ政府は環境に関する国際条約に批准するなど、環境保護について関心を示している。また、再生可能エネルギーに関する研究開発を行なうとともに、太陽光、風力発電に係る輸入関税などを撤廃し、また補助金事業を運営するなど、再生可能エネルギーを利用した電力開発を積極的に進めている。

PRSP（貧困削減戦略文書）でも、特にオフグリッドにおける電力開発で再生可能エネルギーに大きく期待をしていることが伺えるが、この未電化地域の電化がバングラデシュ政府の目指す目標の一つの特徴といえよう。

### (2)NGO

バングラデシュにおける再生可能エネルギーによる電力開発で、NGOが果たしている役割は極めて大きい。特にグラミン・ショクティが設置した設備の容量は2 [ MW ] を超えており、政府系機関による設置容量よりも大きいのだが、グラミン・ショクティは、同系列のグループが進めている携帯電話への電力の供給を目的としてこの分野への参入が始まった経緯もあり、活動の多角化の一環と取れるのもその取り組みの特徴といえ、それは同時にマイクロクレジットの拡大を伴っている場合が多い。

### (3)国際援助機関

国連、世界銀行、米国国際開発庁（USAID）といった国際機関は、再生可能エネルギーと同時に天然ガス<sup>9)</sup>の開発にも力を入れているが、他の機関に比べて取り組みが遅れていたADBも再生可能エネルギーを利用した電力開発に対する支援を表明するなど、この分野に対する支援は拡大の傾向にある。

## 5．課題と今後の展望（修士論文終章の概要）

### (1)各セクターによる取り組みの比較

政府は未電化地域の電化、NGOはマイクロクレジットの拡大、国際援助機関は環境をそれぞれの中心課題としているように見える。しかし、どのセクターにとっても他のセクターが主眼を置いている目標を達成することもまた重要であると考えられる。

いずれのセクターもバングラデシュの貧困削減を目指しており、未電化地域の電化はその一つ的手段と考えられている。また、コストのかかる電力開発は費用を捻出する方法を検討する必要があり、マイクロクレジットはそれを解決させる有効なオプションと考えられている。そして環境の問題についても、国土のほとんどが海抜の低いデルタ地帯で構成されているバングラデシュにとって、地球温暖化による海面上昇は逼迫した問題であり、これは政府やNGOを含むバングラデシュ全国民にとっても当然大きな問題である。

そして、主な政府系機関は、UNDPや世界銀行といった援助機関の支援を受けながら事業を進めている。また環境面を考慮し再生可能エネルギーの開発を目指し、政府はNGOに対して積極的な支援を行っている。NGOは経済的な効果を特に強調してはいるが、政府系機関と足並みをそろえるように環境へ配慮しつつオフグリッド地域の電化を進めている。つまり、各セクターは基本的に政府の方針に従い、おもにオフグリッドにおいて再生可能エネルギーを利用した電力開発を行なうために連携している。

## (2)問題点

再生可能エネルギーによる電力開発の問題点を考えた場合、特に最も広く進められている太陽光発電システムについて考察した場合、現在のところ4つの問題が考えられる。

第一に、サイクロンシェルターなどの施設への設置を除き、多くの場合電気料金を支払える層への供給が中心になっており、最貧困層への援助が後回しになっているケースが多いといえることである。バングラデシュの一人当たりのGDPは376ドルで、1日1ドル未満で生活する人口の割合は36.0%、同様に1日2ドルの場合は82.8%である。1日1ドル未満で生活する人びとにとって、太陽光発電システムは非常に高価であり、彼らにいかんにかに電気を供給するかが一つの課題である。

第二に、国全体として係る費用についてだが、一人当たりの目標発電量を1,000 [ kWh ]とした場合、仮にこれを全て現在NGO ( グラミン・ショックティ ) が販売している太陽光発電システムで賄った場合、およそ804億5,551万4,892ドルが必要となる。単純計算ではあるが膨大な資金が必要になる事は明らかで、簡単には捻出できないと考えるのが常識的であろう。

第三に、太陽光発電システムの購入に掛かる経費は、送配電網から電力供給された場合の電気料金と比べて高額で、送配電網の整備が期待できる地域において、太陽光発電システムが選択されにくい点が上げられる。

最後に、後発NGOの参入が難しく価格競争が生まれにくい可能性があることが考えられることである。多くのNGOが再生可能エネルギーを利用した発電システムを導入しているが、設置台数は2つの大手NGOによるものが大多数を占めている。これは、政府系組織の設置台数をも凌ぎ、他の団体が今後この分野で存在感を示すことは容易ではない。非営利とはいえ特定のNGOに独占されることについては危機感を覚えざるを得ない。

## (3)今後の展望

### ①貧困層が電気の恩恵を受けられるために

電力開発を行なう際は、環境保護、人間開発、ローカルの強化に加え、盗電の防止、コストなどを合わせて検討することが望ましいと考えられる。

まず、環境保護については、再生可能エネルギーが自然エネルギーと同義と考えられており、火力や大型ダム開発を伴う水力と比較すれば環境への負荷は非常に小さい。

次に人間開発についてだが、もちろん電気があるだけでは死亡率、出生時平均余命、識字率などいずれの人間開発指数も向上しない。しかし、人間開発の指標と発電量の関係を表したグラフは、電力が果たす役割が小さくないことを如実に物語っている。電気をいかに上手く利用するか、それを考えることがまず必要であると考えられる。人間開発の視点からも最も電力の恩恵を本来受けるべき層の人々に、いかに電力を分配するかについて検討する必要がある。彼らに電気を供給でき、社会開発・人間開発を達成しうる場所として考えられるのは、学校や医療施設のような公共施設である。このような施設を優先的に電化することで、貧富の差を越えて多くの人々に電気の恩恵が行き届く事になるし、電化に係る一人当たりの経費は各家庭を電化するよりも低く抑えられる事も明らかである。

ローカルの強化と盗電の防止の面では、住民のコミュニティの参加が期待される。コミュニティで管理することで防犯の意識も高まり、そしてコミュニティが電化されることでコミュニティの強化、さらにはローカルの強化につながると期待される。こういった観点から、特に送配電網が整備されていない地域では、コミュニティを一つの単位とした独立系の発電方式が有効であると考えられる。

コストについては、発電効率、製造コストの技術は各メーカーが競う形で向上しているが、少なくとも現状においては、特に貧困層にとって太陽光発電システムを導入することは経済的に容易ではない。新たなマイクロクレジットの開発が期待されるとともに、クリーン開発メカニズム ( CDM ) を積極

的に利用し、民間企業の資金力を迎え入れることも重要であると考えられる。CDMは現在のところ従来からのODAとは別枠で追加的に行なうものとされているが、この取決めがいつ見直されても、それに対応できるように準備を進めておくことが望ましいと考えられる。

## ②有効な発電システムの考察

発電システムを途上国側コミュニティ自力で維持、管理、生産することを優先させるのであれば、太陽光パネルよりも風力などの動力を利用することも有効であると考えられる。動力を利用した発電機は、原理的に構造は電気モーターと同じであり、途上国ですでに広く利用されている。先進国が製造したものに比べれば効率などは劣るが、太陽光と同様、地球上のあらゆる場所で手に入る風力エネルギーは、途上国に既存の技術を応用でき得る余地が少なからず存在する。

## 6 . 終わりに

人間の生活の変化とともに電気への依存度も変化している。今回一つの基準とした1,000 [ kWh ] も、時代の流れとともに上下する可能性がある。しかし、少なくとも現時点での一つの目安にはなりうると思われる。あとはこれをどのように分配すると効果的なのかを検討する必要があるが、開発が遅れている場合が多い地方に分配することが有効であろうと本稿では結論付けた。それも出来るだけ低所得者に電気の恩恵を行き渡らせるためには、家庭よりも公共の施設を優先して電化させることが有効であろうと考えられる。今後は、地方あるいはそこにある公共施設等が電化された場合に具体的にどのように電気を利用することが有効なのかを検討する必要もあるものと考えられる。学校や医療施設については、これまでの一般的な電気の使用利用方法を踏襲すれば、概ねその役割を十分に果たすと思われるが、学校や医療施設以外の公共施設として考えられるモスクや教会のような宗教関連施設や、サイクロンシェルターや図書館のような施設が元々の目的以上に複合施設として、社会開発・人間開発の観点からもその役割を果たせられるようにするためには、どのように電化することが有効なのかについて、今後検討する必要があると考えられる。

## 〔注〕

- 1) 林俊行「農村電化」社会開発研究会編『入門社会開発』所収、国際開発ジャーナル社、1996年3月、108頁。
- 2) 世界銀行ウェブサイト：<http://devdata.worldbank.org/dataonline/>，2006年3月31日。
- 3) 世界銀行、同上サイト、2006年3月31日。
- 4) 世界銀行、同上サイト、2006年3月31日。
- 5) ここでは電力の損出は無視する。
- 6) 世界銀行ウェブサイト：<http://devdata.worldbank.org/dataonline/>，2006年3月31日。
- 7) 世界銀行、同上サイト、2006年3月31日。
- 8) 天然ガスはクリーンエネルギーのひとつであると分類されている。

# 世界自然遺産登録地等のエコツーリズムの現状と評価の試み

## ～エコツーリズムの先進諸国と日本との事例の比較調査～

高橋 夕起子

指導教員 佐藤 輝

### はじめに

エコツーリズムの現状については、各地を同じ評価軸で比較した研究例はこれまでほとんどなく、日本国内のエコツーリズムの課題がほとんど把握されず、また海外の先進事例ではどのような点で優れているのかが具体的に明らかでない。私は、同じ評価軸で国内外のエコツーリズムを調査比較することで、エコツーリズムのあり方につき合意形成することを試みるのが重要であると考え。そこで、本研究では各地のエコツーリズムの現状を評価する一覧表を作成し、その表を用いて、いくつかの代表的なエコツーリズムサイトを現地調査し、エコツーリズムの完成度を比較評価することとした。すなわち、エコツーリズムの歴史背景、定義、枠組みを文献からとらえ、エコツーリズムの「あるべき姿」の要素を特定し、基本的な評価基準を作ることで各地のエコツーリズムを横断比較する試みを行なった。調査対象地区としては、国内でエコツーリズムを推進する地域に加え、海外のエコツーリズム先進国といわれている代表的な地域を含めた。その上で、海外と日本の現地調査でのデータに基づき、それぞれのエコツーリズムの特性を明らかにする。さらに、2004年からの日本における環境省主導の取り組みである13モデル事業におけるエコツーリズムの展開を精査し、日本のエコツーリズムの進むべき方向性を探ることを目的とする。なお、本稿では、エコツーリズムは「環境保全に配慮した観光の形態」、エコツアーは、「観光客に提供される環境配慮型の旅程」を意味している。

## 第1章 エコツーリズムの「あるべき姿」と評価表の作成

### 第1節 エコツーリズムの歴史的位置づけ

「エコツーリズム」という用語は、1983年にメキシコの建築家であり、環境保護家であるヘクター・セバロス・ラスクレイン氏が、初めて使用したといわれている。エコツーリズムの概念そのものは、1980年以降、徐々に形成されたものである。近年の世界的に環境問題への関心が高まるなか、1990年代初には観光業界でもマスツーリズムに代わる新しい観光スタイルが模索され、なかでも自然愛好家を中心に、エコツーリズムという考え方が注目されるようになった。国連は2002年を「国際エコツーリズム年」と定め、同年にはケベックで世界エコツーリズムサミットが開催され現在に至る。日本でのエコツーリズムへの取り組みがさかんになったのは、1980年代末頃である。1990年には、環境庁が国立公園の新たな利用施策としてエコツーリズムに着目してモデル地域調査を開始、1992年に日本は世界遺産条約を批准した。2003年には、環境省が当時の小池環境大臣を議長とする「エコツーリズム推進会議」を設置し、日本におけるエコツーリズムの普及、定着のための検討がおこなわれ、その結果5つの推進方策が打ち出された。最近では、各地域で協会が設立されるなど、地域振興の視点からの推進の動きが始まっている。

### 第2節 エコツーリズムの構造

エコツーリズムは、概念自体が比較的新しいものであり、その定義、考え方、フレームワークについては、確立されたコンセンサスが形成されていないのが実情である。諸説を総合すると、現時点ではエコツーリズムの基本的な構造は、(1)観光の成立と発展、(2)自然保護・環境保全、(3)地域の活性化と振興

という3つの柱について、地域住民主導でバランスを取りながら発展または確保し、観光客に対して、当該地域・自然に対する教育を提供することと捉えられる。また、観光客にたいして、美しい景観や野生動物の観察などのアミューズメントを体験させることも不可欠であると考えられる。

### 第3節 評価表の作成方法

評価表の作成にあたっては、まず上述のエコツーリズムの主体、主要3要素を勘案の上、エコツーリズムの構造を図1の通りまとめてみた。これは、エコツーリズムのあるべき姿を、「エコツーリズムとしての特色」と「従来の大衆観光との差別化」の大枠に分類を行なったうえで、それぞれのカテゴリーを4つの要素に要素分解したものである。ここで、合計8つの要素について、エコツーリズムの構造における必要性、位置づけを纏めるとともに、評価表作成にあたり、それぞれの要素を評価する項目について解説を加えたい。

#### 1. 「エコツーリズムとしての特色」のカテゴリー

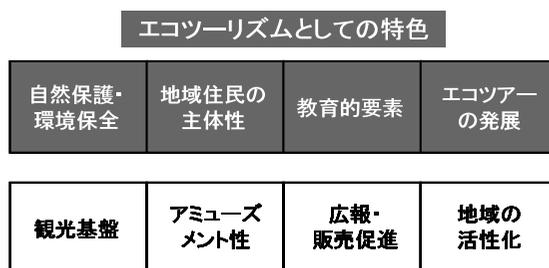
##### ①自然保護・環境保全

エコツーリズムの3つの柱のうちの一つであり、エコツーリズムの特色として最も大切なものと考えられる。特に、エコツーリズムの流行にともない、一番懸念されるのがこの要素だ。自然保護、環境保全がきちんと図られているかの評価については、様々な手法があると考えられるが、私は主に米国の国立公園管理の手法や、オーストラリアにおけるエコツーリズム開発のケーススタディーなどにに基づき、土地利用の規制、ツアー客の総量規制の有無、その地域でのエコツーリズムのガイドラインの完成度、観光客の増加にともなう自然への影響のモニタリング、当該地域のキャリングキャパシティ、専門ガイドに対する自然保護・環境保全教育の徹底度合を評価項目とした。

##### ②地域住民の主体性

既述のとおりエコツーリズムでは、地元住民、観光客、行政、観光業者、研究者がその主体となるが、このうちエコツーリズムの形成をリードし、コーディネートするのは地域住民であることが望ましいと考える。行政が主導する「お仕着せ」では持続可能性に、観光業者の主導では、環境保全に懸念が生じる。地域住民が主導的役割を取るべきとの議論は、エコツーリズムが歴史的に、外発的で、地域外の観光業者がおしつけてきたマスツーリズムへのアンチテーゼとして発展してきたものであることとも理念的な一致をみる。最近の研究・報告でもエコツーリズムにおける地域住民の主体性が強調されている例は多く、「エコツーリズムとしての特色」として不可欠な要素と考えられる。今回の評価表における地域住民の主体性の尺度としては、エコツーリズム導入、エコツアー開始時点における地域住民との話し合い、地域住民あての環境学習、地域住民主導によるエコツーリズムガイドラインの作成、域内業者によるエコツアー運営を取り上げた。

図1 エコツーリズムの構造



従来の大衆観光との差別化

### ③教育的要素

オーストラリアエコツーリズム協会は、エコツーリズムの類似用語であるネイチャーツーリズムとエコツーリズムの違いを、エコツーリズムでは「地域の文化、歴史に対する理解を深める」としている。即ち、教育的要素は「エコツーリズムとしての特色」の重要な要素の一つと考えられる。教育的要素を評価する項目として、今回の評価表では、教育的プログラムの充実度、教育施設の存在、教材の有無、常駐する専門家の充実度を採用した。

### ④エコツアーの成立と発展

エコツーリズムが概念であるのに対し、エコツアーは商品である。エコツーリズムが形作られるためには、エコツアー商品、旅程の提供が不可欠である。ここでも、主体者としての地域住民の存在は重要であるが、一方でエコツーリズムが成立するためには、きちんとエコツーリズムを理解した業者によるプロモーションが必要だ。今回の評価表でも、エコツアーの成立・発展は「エコツーリズムとしての特色」のカテゴリーにおける要素として取り上げた。評価表では、エコツアー客の増加、エコツアー客のリピーター率、観光業者によるエコツアーの企画、地域住民とエコツアー客の良好な関係、交流の有無、観光客による自然保護への認知の向上、当該地域のエコツアーについてのツアー客から聞き取り調査、エコツアーと地域の自然との共生、第三者機関からのエコツーリズム認証の取得を、この要素の具体的評価項目とした。

## 2. 「従来の大衆観光との差別化」のカテゴリー

### ①観光基礎基盤

エコツーリズムにおいては、従来の大衆観光（マスツーリズム）と異なり、環境に大きく依存しており、環境なくしてはツーリズムそのものが存在し得ない。したがって、キャリングキャパシティに見合った観光客をきちんと受け入れるインフラストラクチャーが必要である。また、エコツーリズムの特色を引き立てるための施設も必要であり、さらに、それらの施設は環境に配慮したものであるべきだ。これらの概念を踏まえて、エコツーリズム評価表においては、解説センター、屋外の案内板、道順・標識、公共トイレの充実度に加え、現地までの交通手段の完備、エコツアー客のニーズにあった宿泊施設、ゴミ処理能力を観光基礎基盤の具体的評価項目とした。

### ②アミューズメント

エコツーリズムにおいて、観光客が満足して楽しむアクティビティが充実しているかは重要な要素である。観光客の満足度があがれば、リピーター、あるいは口コミによる新たな観光客の確保が可能となる。エコツーリズムの目的の一つは、観光を発展させ、地域の経済を潤わせることであり、魅力のあるエコツーリズムを提供することはその上で必須である。後に、個別エコツーリズムサイトの評価で詳しく記述するが、私の経験からも、アミューズメント面での満足度は地域によって大きな差があった。今回の評価表では、アミューズメントの要素を測る尺度として、エコツーリズムの特色といえる、自然とのふれあいを中心に、散策の種類、野生生物・野草・樹木の観察、ガイド係員主催のツアー、自然をベースに道具を利用した活動（たとえば、シュノーケリングなど）の充実度を採用した。

### ③広報活動・販売促進

エコツーリズムが観光である以上、マーケティング、プロモーションは大変重要である。特に、当該地域がエコツーリズム目的の観光地であることを、きちんと消費者に説明し、訪れる観光客の一定の期待を形成する必要がある。プロモーションには、有料の広告宣伝から、広報活動やパンフレット配布などの幅広い活動が含まれている。また、プロモーションは多くの場合、費用がかかるので、誰をターゲットとするのか、費用はどれだけ使えるのかといった情報をしっかり把握しておくことが大切である。ターゲットにする市場の情報も、調査を行い収集しておくことが望ましい。

その意味でも、日本エコツーリズム協会による、「エコツーリズムに関する消費者ニーズ調査」は日本のエコツーリズム市場を理解し、発展させるためにも、重要な資料と考えられる。本論文での評価表では、広報活動・販売促進の要素を評価する項目として、旅行パンフレット、ホームページ、研修招待旅行、スポンサー募集、見本市への参加、テレビへのエクスポージャー、に対する取り組みを項目として採り上げた。

#### ④地域の活性化と振興

エコツーリズムの発展がきちんと地元住民、当該地域に経済効果をもたらしているかという要素である。エコツーリズムは、その性質上、発展途上国が自国の自然資源を観光利用し、環境を維持することで、経済的な利益を得るといったケースも多いが、ここで常に問題となるのが、「リーケージ」。もともと「リーケージ」は、観光客の需要を満足させるために、物資サービスの輸入が行なわれ、観光客収入の一部がこの輸入にあてられ、外国に流出することで、外国人スタッフの雇用も労働力の輸入とみなされる。リーケージを防ぐため、ガラパゴスなどの例では、たとえ、エクアドル国民であっても、ガラパゴス諸島生まれでない人々が、同諸島に移住することを制限している。発展途上国の場合、特に資本力が欠落しており、エコツーリズムの開発自体、外国資本に頼らなくてはならないケースが多いため、問題となる。日本国内においても、エコツーリズムは地元住民が主体となるべきであり、経済効果が地域内にとどまることの重要性は同様である。今回の評価表では、地元住民ガイド係員の養成、拠点施設、宿泊施設の域内の充実度、地域の特産品、域内生産者による商品の活用を評価項目とした。

以上のとおり、エコツーリズムの構造モデルにもとづき、具体的にエコツーリズム地域を一定の評価軸にもとづき、横断評価する評価表を作成した(表1)。評価表は、「エコツーリズムとしての特色」、「従来の大衆観光との差別化」それぞれのカテゴリーの各4要素を、25評価項目に分類し、それぞれの項目を5段階評価した上で、合計点を計算し、各エコツーリズム地域に一つ星から、五つ星までの総合評価を行なった。

### 第3節 調査結果からみるエコツーリズム認知度

エコツーリズムの利用者である消費者が現状エコツーリズムをどの程度認知しており、どのような認識をもっているか確認した。日本エコツーリズム協会が過去2回(2004年、2005年)にわたり、「エコツーリズムに関する消費者ニーズ調査」を行なっている。その結果として見えてきたことは、マーケットが拡大しつつある様子がうかがえるが、現存するツアー料金と、観光客が希望する料金に乖離があるようだ。更に著者が2005年にフェリス女学院大学の環境問題の授業に出席した学生を対象にエコツーリズムに関するアンケートを行なった結果では、日本エコツーリズム協会の調査結果よりも、エコツーリズムの認知度が低いことを示していた。エコツアーに参加する場合はガイドをつけると答えた学生は83%と、ガイドに対するニーズが高いことがうかがえた。一方で、ガイドをつけると答えた学生がガイドの代金として支払う金額では、1,000円以下との回答が過半をしめており、ここでも、需要側と供給側に期待する価格の差が浮き彫りになった。

表 1 . エコツーリズム完成度評価表

		完成度数				
		100%	75%	50%	25%	0%
<b>自然保護・環境保全</b>	1 地域の環境マップができています					
	2 エコツーリズムのガイドラインが出来ています					
	3 エコツアー客の増加についての規制がある					
	4 エコツーリズムの影響のモニタリングが行われている					
	5 土地利用のゾーニングがされている					
	6 ガイド係員のトレーニング組織がある					
	7 キャリング・キャパシティに余裕がある					
	小計					
<b>地域住民の主体性</b>	8 エコツーリズム導入時に地域住民との話し合いがあった					
	9 地域住民の環境学習が十分に行われている					
	10 エコツアーは地域内の観光業者が運営している					
	11 新たなエコツアーの開始に住民と協議している					
	12 エコツーリズムガイドラインは地域が作成している					
	小計					
<b>教育的要素</b>	13 年間を通しての教育的プログラムが充実している					
	14 教育可能な施設(宿泊所・研究所)がある					
	15 各旅行者のレベルにあった教育教材がある					
	16 各分野の専門家が常駐し観光客の指導にあたっている					
小計						
<b>エコツアーの成立・発展</b>	17 自然とのふれあいが目的のエコツアー客が増加している					
	18 エコツアー客のリピーターが多い					
	19 旅行社もエコツアーを企画している					
	20 地域住民とエコツアー客との関係が良好である					
	21 地域住民とエコツアー客との文化交流がある					
	22 エコツアー客以外の観光客にも自然保護を認知してもらえた					
	23 出口調査(アンケートなど)をおこなっている					
	24 地域の自然との共生に成功している					
	25 エコツーリズムの認証をもっている					
	小計					

**観光基礎基盤**

- 26 動植物や生態系の解説センターがある
- 27 屋外に解説・由来などを書いた案内板がある
- 28 わかりやすい道順標識がある
- 29 公共トイレがある
- 30 現地までの交通アクセスが複数ある
- 31 エコツアー客のニーズにあった宿泊施設がある
- 32 域内にゴミ処理施設がある

100%	75%	50%	25%	0%
小計				

**アミューズメント**

- 33 自然保護地域の散策ができる
- 34 気楽な散策ができる
- 35 ユニークな散策(砂漠など)ができる
- 36 野生生物の観察ができる
- 37 野草・樹木などの観察ができる
- 38 ガイド係員とのトレッキングがある
- 39 道具を使ったアクティビティー(シュノーケリングなど)がある

小計				

**広報活動・販売促進**

- 40 旅行パンフレットがある
- 41 ホームページがある
- 42 旅行代理店やメディア対象の研修招待旅行がある
- 43 スポンサー募集している
- 44 地元や国レベルの見本市に参加している
- 45 テレビ番組に取り上げられたことがある

小計				

**地域の活性化と振興**

- 46 地域住民がガイド係員として雇用されている
- 47 拠点となる施設(自然センターなど)が地域内にある
- 48 エコツアー客が地域内で宿泊できる
- 49 エコツアー中に地域の特産品を販売している
- 50 地域内生産者が作った商品の品揃えが充実している

小計				

☆☆☆☆☆ 86~100 世界的に認知度高く、評価されている  
 エコツーリズムとして機能し持続可能な基盤が出来上がっている  
 住民も自然と共存し、エコツアー客とのコミュニケーションもうまくいっている

☆☆☆☆ 73~85 エコツーリズムの外部認知度も高いが、リピーターが少ない。  
 ガイドが現地住民とはかぎらず、外部や行政の支援によって成り立っている  
 若干「箱もの」行政的。

☆☆☆ 47~72 エコツーリズムについて理解し、努力している。  
 住民全体に学習されていないところがある。  
 教育的プログラムが充実していない。

☆☆ 22~46 エセエコツアー。旅行者などに踊らされている節がある。  
 今後の住民の努力が必要。  
 アクティビティ不足。

☆ 0~21 いわゆるマストツーリズム的観光地。  
 目先の経済効果が優先。自然破壊が進む可能性大。

合計ポイント

グレード

## 第2章 海外の事例研究

### 第1節 ガラパゴス(エクアドル)

2003年8月10日から7泊8日でガラパゴスのツアーを体験し評価した。高評価としては、その生態系、固有種を保護しようというガイドラインの徹底である。ガイドの質の高さも特筆に価している。地元住民を中心とした、エコツーリズムの運営形態も相応に確立されている。1998年施行の「ガラパゴス特別法」によって、外国人による就業が著しく制限され、現在ではガイドなどの職業は、エクアドルの若者が中心となっている。また、エクアドル国内からガラパゴスへの移住も制限されており現在は原則禁止となっている。以上から完成度評価表に基づくポイントは89.8%、グレード星五つとなった。

### 第2節 フレーザー島(オーストラリア)

2004年8月20日から28日にかけて、世界初の大型エコリゾートの「キングフッシャーベイ・リゾート&ビレッジ」を訪れた。高評価としては、高級リゾートの快適さと、環境への気遣いをうまく両立させている点である。ガイド(リゾートレインジャー)の質も高かった。スタッフに対しても、雇用の際に環境教育を受けさせているとのことであり、リゾート運営側の意識の高さがうかがえる。設計の段階から、敷地内の材料を積極的に使用し、節電対策、廃棄物処理、汚水処理などについては、細心の注意を払っている。以上の結果としてこのリゾートは、オーストラリアエコツーリズム協会から「アドバンスト・エコツアー」の認定を取得している。入島制限については、改善の余地があるが、完成度評価表に基づくポイントは81.2%、グレード星四つとなった。

### 第3節 コスタリカ

2005年7月21日から8月2日にかけて中米のコスタリカの訪問したモンテベルデ、ラ・セルバ、トルトゲーロ、コルコバード国立公園の4場所について評価した。モンテベルデは熱帯雲霧林地帯で、同国を代表するエコツーリズム地区のひとつである。環境保護に対する地元住民の意識と努力は徹底していた。エコツーリズムの完成度は高く、特に、自然保護・環境保全、地域住民の主体性はほぼ満点であり、教育的要素も高得点となった。入場者数や、大型ホテル開発に対する制限、近隣の小学校と協力した植林プログラムなどを高く評価した。以上から完成度評価表に基づくポイントは88%、グレード星五つとなった。ラ・セルバはOTSによって管理・運営されている。OTSは、63の大学、研究機関が熱帯雨林の生態系を研究するために協力・出資する団体で、コスタリカに3つの研究地を所有しており、そのうちのひとつがラ・セルバである。当地はあくまでも研究施設である為、エコツーリズムの完成度としては、エコツアーの成立・発展、広告宣伝・販売促進の要素が低くなった。一方で自然保護・環境保全、教育的要素は高得点となった。常駐ガイドによる質の高いツアー、少人数限定の宿泊施設などが高く評価された。以上から完成度評価表に基づくポイントは80%、グレード星四つとなった。トルトゲーロはコスタリカの国立公園で、アオウミガメやオサガメが産卵にくるカリブ海の海岸であり、厳重に管理保護されている。エコツーリズムの完成度としては、アミューズメントと観光基礎基盤がほぼ満点となった。ウミガメの産卵観察ツアー、熱帯雨林のジャングル・クルーズなどのアクティビティーが高く評価された。一方で、マストゥーリストを受け入れる体制もできており、自然保護、地域住民の主体性などには、改善の余地があった。以上から完成度評価表に基づくポイントは84%、グレード星四つとなった。コルコバード国立公園は、コスタリカ最後の秘境とよばれており、手つかずの自然を求めるエコツーリスト向けの国立公園である。観光基礎基盤や、教育的要素もまだ開発途上といえる。一方、自然保護・環境保全の面では、キャリングキャパシティーに余裕がある点などが高く評価された。また、手つかずの熱帯雨林地域をガイドツアーで散策できる上、海洋資源も豊富で、ダイビングなどのアクティビティーも充実しており、アミューズメント性はほぼ満点となった。以上から完成度評価表に基づくポイントは

83.2%、グレード星四つとなった。

#### 第4節 ヨセミテ（アメリカ）

2006年7月24日から7月30日にかけて訪問し、評価した。ヨセミテはエコツーリズムの構造のうちで、観光の振興により地域に経済的な恩恵をもたらす必要があまりないという特殊な立場である。つまり、米国の国立公園は国有財産であり、国民が自然と親しむ機会を提供するために、国が主導で管理運営を行っており、一定の収支を確保していれば、経済面での心配はないからである。評価表に基づき評価すると、やはり自然保護・環境保全と教育的要素が満点となった。米国の国立公園の、「自然保護・保全」と、「利用者に自然と歴史への理解を深めてもらう」という主旨が、うまく機能していた。土地利用のゾーニングもしっかりしており、地域によって入場者数の制限も行なわれていた。解説センター、案内板、道路標識などの基盤が充実していることに加え、ゴミ処理施設もしっかりしたものを持ち、観光基礎基盤の評価も高かった。以上から完成度評価表に基づくポイントは88.8%、グレード星五つとなった。

### 第3章 日本の事例研究

環境省が推奨するエコツーリズム推進モデル地区のいくつかを訪問し概要並び、フィールドワークと評価表からの評価ポイントとグレードを算出した。第2章の海外研究事例と比較しやすくする為、同様の評価表を8つの要素から評価バランスシートで表示した。

#### 第1節 屋久島（鹿児島）

2003年12月23日～26日にかけて訪問し、評価した。屋久島には日本最多ともいえる100人以上のガイドが存在し、さまざまなフィールドでツアーが実施されている。一方で、観光客およびガイド数の増加にともない、ガイドツアーによる自然環境への負荷の増大やガイドの質のばらつきといった問題も生じている。また、現在実施されているツアーと地域産業との関連性が薄く、屋久島で生活する人々にその有益性が十分に理解されていない事から協力連携体制が図られていない。これらのことから、行政および関係機関が中心となった地元発起によるエコツーリズム手法を通じた、人と自然が共生する地域づくりを展開するために、ガイド認定・登録制度や資源の適正な保全利用を図る為のルール・ガイドライン造りに取り組んでいた。行政側の対応も、特に道路建設などの面で、まだ不急不要な道路建設が行われている様子が散見され、環境への負荷を理解したうえでの取り組みとは思にくい開発も見受けられるようである。一方で、パンフレットやツーリストへの注意事項のハンドアウトなどは相応に充実していた。屋久島文化センターでは、マスツーリスティック観光客も見られたが彼らにも屋久島の自然への取り組みを理解してもらうべく、わかりやすい文章や映像で、解説が加えられており、また、屋久島がなぜ世界自然遺産に指定されたかについて説明する努力が見受けられた。以上から完成度評価表に基づくポイントは、68.8%グレード三ツ星と評価した。

#### 第2節 知床（北海道）

2005年3月23日から26日にかけて訪問し、評価した。フィールドワーク時点では、世界自然遺産に登録がほぼ見込まれており、その後の旅行者急増による自然への影響が懸念されるが、ゾーニングによる規制、旅行者増加に対する規制は設置されておらず、エコツーリズムのガイドラインも策定されていなかった。また、世界遺産登録にともなうガイド係員の流入が問題になっている。さらにこの地域は、従来から周遊型大衆旅行者を主体に受け入れてきた経緯があり、エコツアーの発展にも一層の努力が必要と思われた。知床は、1970年代に観光地としてブームを迎えたことがあり、ブランド力が高く、広報・販

売促進の要素では高い評価となった。また、豊かな自然、流水という独特な資源を基盤として、動物観察、流水ウォークなど、アクティビティーも充実しており、アミューズメント性も高得点となった。財団法人の知床財団を中心にエコツーリズム推進協議会を設立し、エコツーリズムを確立する試みが行なわれている。現状の課題として、地域住民・産業との連携強化、長期滞在型エコツアーの定着、ガイド係員技能の向上などに取り組んでいる。地域全体として、未完成ではあるが、世界自然遺産登録を機に、エコツーリズムを完成させる指針が策定されつつあることを十分に感じさせた。以上から完成度評価表に基づくポイントは72.8%、グレード星四つとなった。

### 第3節 裏磐梯（福島）

2005年5月14日から15日に、裏磐梯エコツーリズム推進協議会主催による裏磐梯エコツーリズムカレッジに参加し評価した。環境省のモデル地区選定以前より、国立公園としてマストツーリズムの受け入れと自然保護の活動は行なわれていた。したがって、エコツーリズムを推進していくにあたり行政、市民との連携が滞りなく勉強会なども積極的に行なわれている。しかしマストツーリズムとエコツーリズムの境界線引きは難しいようである。散策した五色沼遊歩道でも自然保護に十分配慮する努力はみうけられたが、ハイシーズンにおける遊歩道利用の集中と自然保護とのバランスの取り方について模索中であるようだ。自然保護・環境保全という視点からはやはり土地のゾーニングとエコツアーを含む観光客の増加についての規制が劣る。エコツーリズムカレッジの開講など積極的に環境学習に取り組んでいる動きや、年間を通しての教育的プログラムが充実しており、教育定要素の得点は高くなった。また、裏磐梯は東京から比較的近距离にあり、歴史的にマストツーリズムの観光客を受け入れてきており、広報活動・販売促進が高得点となった。現地までのアクセスが多種あり、宿泊施設などもニーズあったものが充実していること、充実した自然センターの存在などから、観光基礎基盤の得点は高くなった。以上から完成度評価表に基づくポイントは68.4%、グレートは三ツ星となった。

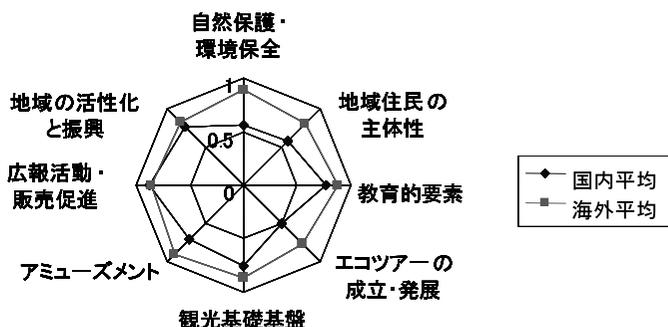
### 第4節 白神山地（青森、秋田）

2004年10月29日から30日に青森県側より白神山地を訪問し評価した。白神山地は、2県にまたがっているうえ、周辺にある多くの村や町を巻き込んでいるので、大きなくくりで評価することは難しい。今回は訪問した青森県側でのフィールドワークを中心に、ガイドからのヒアリングに基づき評価することとした。自然保護・環境保全、地域住民の主体性、エコツアーの成立・発展の各要素での得点は低くなった。青森側では、エコツーリズムのガイドライン、ツアー客増加に対する規制、エコツーリズムの影響のモニタリングなどは行なわれていない。また、地域住民のエコツーリズムに対する意識も高くない。これは、既述のとおり、白神山地に関係する市町村の数が多いため、「白神山地」としてのまとまった推進母体が存在しないことが影響しているようだ。観光基礎基盤では、白神山地世界遺産センター、白神山地ビジターセンターといった施設は充実しているものの、宿泊施設、ゴミ処理施設などの点数が低く、要素としての高得点にはつながらなかった。白神地区では、世界自然遺産に登録された1993年前後から観光客が急増した。しかし、その多くは特定の時期・特定の自然地域に集中した通過型の利用であり、渋滞やオーバーユースといった現象がみられるようになった。その結果、観光客側の満足度の低下や危険度の高まり、資源の質の低下につながってきた。それらは、白神地区の観光地としての魅力の低下や、生活の場である恵みをも危険にさらしかねない状況を引き起こしている。短期間での観光基盤整備は行政主導のハード整備中心でおこなわれてきたため、エコツアー事業や人材育成などソフト面が未成熟である。また、白神山地では、旅行業者の介入がエコツアーの発展の妨げになっている様子もうかがえる。以上から完成度評価表に基づくポイントは61.6%、グレードは三ツ星となった。

## 第4章 事例研究の比較と評価方法論の課題

第2章と第3章で調査した国内外の事例研究結果を横断比較することで、日本のエコツーリズムの課題を浮き彫りにした。図2は日本国内、海外で行なった現地調査を評価表の項目ごとに日本、海外それぞれの平均値をとり、エコツーリズム完成度バランスシートで示したものである。比較すると海外の代表的なエコツーリズム地域の平均値は、すべての要素において、国内のエコツーリズムもモデル地区からの抜粋の平均値を上回っていることがわかる。

図2. 国内・海外のエコツーリズム完成度比較のバランスシート



自然保護・環境保全、地域住民の主体性、エコツアーの成立・発展、アミューズメントの要素で海外の先進事例（それぞれ89%、81%、76%および92%）と比較して日本のモデル地区では56%、59%、51%および72%となり大きく劣っていることがわかった。一方で、教育的要素、観光基礎基盤、広報活動・販売促進、地域の活性化と振興の各要素では、日本の平均値（それぞれ76%、75%、88%および77%）は、海外の先進事例（それぞれ87%、86%、88%および84%）と拮抗していた。

## 第5章 日本におけるエコツーリズムの発展と環境省の取り組み

### 第1節 エコツーリズム推進会議による推進方策の策定とその推進

エコツーリズム推進会議の5つの推進方策は、「エコツーリズム憲章」、「エコツアー総覧」、「エコツーリズム大賞」、「エコツーリズム推進マニュアル」、「エコツーリズムモデル事業」である。環境省が策定した指針の実行推進母体は、(財)日本交通公社とNPO法人日本エコツーリズム協会の2団体であった。エコツーリズムモデル事業としての13地区の活動の進捗状況については、環境省自然環境局自然ふれあい推進室の監修のもとで、日本交通公社が管理するホームページにて公開されており、一定の成果が確認できる。たとえば、エコツアー認定制度については、日本エコツーリズム協会が「グッドエコツアー」というエコツアー推奨制度を確立し、日本エコツーリズム協会主導での認定制度が実現している。ガイドのライセンス制度については地域ごとの対応となっているが、制度確立にむけての進捗は地域によって差があるようである。

### 第2節 日本のエコツーリズムの課題

日本のエコツーリズムは、官僚（環境省）主導で、業界団体が推進するという日本における昔ながらの形態で推進されている。さらに13のモデル地区であるが、これらの地域をモデル地区と認定する必要性が不明確である。選定基準のあいまいさによって、本来のエコツーリズムのありかたをゆがめる可能性がある。最後にエコツーリズム完成度評価表による国内、海外のエコツーリズムとの比較によって明らかになった日本の問題点である、「自然保護・環境保全」の立ち遅れについて考えてみた。自然保護・環境保全を確立するためには、なんらかのルールづくりが必要である。ルールづくりには、自主ルールと制度・法律によるルールが考えられるが、日本の現時点では、法制度は明確でなく、自主ルールに頼るところが多い。その際障害となるのは、主に利害関係の調整である。この点については、国立公園を

国有地としている米国と大きく異なる点である。最後に法整備という点での日本の取り組みとして、2007年4月の施行を目指して、現在審議中であるエコツーリズム推進法案についてまとめた。この法案は、自主ガイドラインに対して、法律として自然保護・環境保全を担保する枠組みである。その効果については、法案成立後の運用を見極める必要があるが、現時点で問題点を指摘すると、申請の前提となる全体構想の取りまとめ自体に利害関係の調整が必要であるため、合意形成は容易ではないと考えられる。次に、市町村主導で、主務大臣へ申請するという手続きそのものが、地元住民主導の概念と相容れないような気がする。最後に、主務大臣が環境大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣と4つの省庁におよんでいることが実際の運営上の難しさを予測させた。

## 終わりに

エコツーリズムが日本に根付くために必要と思われる具体的提案をした。長期的には「小中学校等の教育現場での環境教育と実習」、「中央による枠組みからの脱却」、「NPO、NGO団体の権限の強化」、「客観的な情報の配信」などがあげられ、短期的に実行可能は「わかりやすい将来性への提示」、「エコツーリズムへの移行に対する現状の問題点の列挙と早急な条例策定」、「自立した各地域の独自性と連携」、「旅行業社主催パッケージエコツアー申込者に対してのエコツーリズム勉強会」、「自然保護代金徴収」などである。現段階では各地域のエコツーリズムへの取り組みは多少温度差があるとはいえ、エコツーリズムが発展すべき努力を見受けられるが、やや内向きで地元で根付くというところまで至っていない。エコツーリズムは環境保全と地域振興を両立させ、環境教育にも資するものである。今話題となっている、環境問題、地方の格差問題、そして教育問題にも一定の方向性を与えてくれる、ある種の「解」ともいえる。エコツーリズムはマスツーリズムに比べ即効性はないが持続性がある。つまり、マスツーリズムは薄利多売の商品とするなら、エコツーリズムは希少価値のある高額限定商品ともいえる。このことを供給者である各関係団体と地域住民および観光客である受給者の双方が理解しなければならない。エコツーリズムは、社会に大きなインパクトをもたらすものではないが、着実に社会の「豊かさ」を増加させるものであると私は考える。きちんとしたエコツーリズムが日本に根付くことを希望する。

# フィリピン看護師国際労働移動の国内医療への影響に関する研究

## 看護師「流出」神話の真実

勅使川原香世子  
指導教員 横山 正樹

### はじめに

2005年、日本国政府はフィリピン共和国との自由貿易協定（FTA）の一環として、フィリピン看護師・介護士の受け入れを開始することを決定した。これを受け、筆者は日本で働いてきた看護師として、フィリピン看護師の受け入れにはどのような問題が内包されているのか、また、医療への株式会社参入<sup>1)</sup>を考慮し、フィリピン看護師を企業が低コストで雇用しようとしているのではないかと、などといった点に関心をもち研究を始めた。

看護師の国際労働移動は送り出し国の医療を低下させると広く信じられている。ILOなどの国際機関は、海外流出が送り出し国の看護師不足を引き起こしていると問題視し対策を提案している。また、フィリピンの日刊有力紙フィリピン・デイリー・インクワイアラー*Philippine Daily Inquirer*（以下、インクワイアラー紙とする）も、ダバオ医療センターDavao Medical Centerの看護師不足はその海外就労のためと報道している。

このように看護師国際労働移動が「看護師不足を引き起こし、送り出し国の医療システム悪化の原因となっている」という認識は、フィリピンだけでなく日本の人びとにも通説として浸透している。たとえば日本看護協会は、FTA（Free Trade Agreement）を通してフィリピン看護師を受け入れることに対する協会声明の中で、フィリピン看護師を受け入れることはフィリピン国内の看護力を低下させるとし、看護師受け入れに関する倫理的問題を指摘しているのである。

これらの言説は、あたかもフィリピン看護師国際労働移動がなければ、同国内の看護師は不足せず、病院も閉鎖せずにすんだような印象を人びとに与える。筆者も例にもれずこの通説を一度は信じた。そして、世界銀行（以下世銀とする）の「国際的移民は移民とその家族に大きな福利向上をもたらす」という報告を批判的に検討するためにフィリピン現地調査に向かったのだ。

しかしこの予備調査から、当初の想定とは異なる結果を筆者は得ることになった。すなわち、実際にはフィリピン看護師国際労働移動は国内就労者数を減らしていないし、また、フィリピンの病院は彼（女）らの流出によって閉鎖されているわけではないということが見えてきたのである。しかしそれと同時に、では、なぜ看護師流出が国内において看護師不足を来たしていると思われているのか、またなぜ国内の看護師は1人で50人も60人も看護しなければならない状況が続いているのかという疑問がわいたのだ。

したがって本論文の目的はふたつある。まず①この通説が事実に反するのではないかとこの仮説を立証すること、②この通説が誤っているとしたら、それがフィリピンの医療状況にどのような影響を及ぼしているのかを解明することである。

看護師海外流出が同国内での不足をまねいていないことを立証するために、看護師不足のために閉鎖寸前であるといわれる全国4か所の病院を訪問し、関係者へのインタビュー調査を実施し、その結果を分析した。また、看護師の国際労働移動と国内就労看護師数の相関関係を分析するために、海外流出数

と国内就労数の統計データを収集・検討した。

調査地は、看護師不足の典型的な地域として、フィリピン大学マニラ校副学部長Vice Chancellor for Research of the University of the Philippine Manilaで、国家保健研究所長the Director of the National Institute of Healthであるハイメ・Z・ガルベス・タン博士Dr. Jaime Z. Galvez Tanに紹介されたネグロス島ドゥマゲテ市、東ネグロス州州立病院院長によって閉鎖寸前と紹介されたカンラオン地区病院、前述のようにインクワイアラー紙によって看護師不足で閉鎖寸前と報道されたミンダナオ島ダバオ市ダバオ医療センター、フィリピンでもっともよく知られているフィリピン総合病院Philippine General Hospitalなどである。調査期間は、2006年2月から3月（予備調査）、8月から9月（本調査）および11月から12月（追加補充調査）であった。

国内医療への影響解明には、平和学の方法（第1章第4節で詳述）を用いた。フィリピン社会にすでに存在する構造的暴力が、この通説によりどのような影響を受けているのか、インタビュー結果や関連統計をもとに検討・分析を試みた。

それによって以下のことが明らかになった。

- (1) 看護師海外流出が加速した2001年以降も同国内で就労する看護師数は減少していない。よって、国内の看護師不足は海外流出が原因ではないという事実。
- (2) ILOなどの国際機関がフィリピン医療問題の主因を看護師海外流出に帰結し政策立案していることからわかるように、この通説の浸透は真の問題を見極め、効果的な政策を立てる上で阻害要因になっている。

上記の結論から、フィリピン医療の問題を解決するためにはまず通説にもとづく政策立案をやめ、本来の問題を分析しなおすべきであるとの提言が導かれる。

本論文では、通説に基づく政策立案に対する問題提起を中心課題とする。フィリピン医療が地方分権化や医療構造改革によってどのように変化し、どのような問題を内包するのか、また、グローバル経済がフィリピン医療に与えた影響などに関しては今後の課題としたい。

## フィリピン看護師国際労働移動は自国内の看護師不足を招いているのか

### 第1節 フィリピン看護師国際労働移動と病院の実情

#### (1) 技術を持った看護師が不足しているという通説

バックはILOレポートの中で、多くの国において医療従事者の国際労働移動は、医療システムに悪影響を与えていると報告しており、その悪影響は送り出し国側に顕著である<sup>2)</sup>という。また2006年5月29日のインクワイアラー紙ウェブ版のインクワイアラー7 The INQ7 Networkの記事によると、フィリピン看護師協会会長が「米国がトレーニングされた看護師をみな奪ってしまうため、フィリピンの人びとは苦しむことになるだろう<sup>3)</sup>」と語っている。筆者がインタビューしたタンによると、米国が技術をもった看護師を要求するためにフィリピン国内の看護師の技術<sup>4)</sup>が低下している<sup>5)</sup>という。では、実際の現場の状況はどのようなものなのだろうか。

#### フィリピン総合病院Philippine General Hospital

フィリピン総合病院看護部長マリア・リタ・ヴィリアヌエヴァ=ティムスMs. Maria Rita Villanueva-Tamseによると、2006年3月時点で看護師1,092人のうち年齢の幅は25から35歳、経験年数は2から5年

と非常に若い年齢構成になっているという。看護師コース卒業後の一般的なトレーニングには3年を要するが、就職後5年以内に退職されると未熟な看護師ばかりになり看護の質を維持できないという。2004年と2005年にフィリピン大学看護学部University of Philippine College of Nursingから56人の看護師がフィリピン総合病院に就職した。しかしそのうちの37.5%は3年以内に、66%は4年以内に退職<sup>6)</sup>している。看護師の入れ替わりの激しさから、常に看護師の教育をしなければならない、看護師のトレーニングに多くの費用を要す、何人の看護師を確保できるかわからないので病院の計画をたてられない...などの問題が起こっている。

フィリピン総合病院では毎年170人ほど、約16%の看護師が退職するが、応募者も毎年約540人いる。毎週木曜日に10から12人ずつ面接を行って常時補充が可能で、空きがでた場合はすぐにうめることができるのだという。基準どおりの看護師数を配置するとすれば、あと250人の看護師が必要なのだが、政府から割りあてられる予算は10年間同じなので増員することはできない<sup>7)</sup>。

看護師が海外に移動することを抑制するために、10年前から看護師に対するさまざまなトレーニングコースを開催している。それが魅力となって全国から看護師の応募があるし、米国に行く前のトレーニングのためということで移動を延期する効果がある。また看護師の収入を補填するために、Private Duty Nursing（仕事のない時間帯に支払い患者のケアにいき、副収入をえる）やSpecialty Instructor Work（仕事のない時間帯に3つの大学で教えるアルバイト）などを提供し、退職を防いでいる<sup>8)</sup>。

#### シリマン大学医療センター

東ネグロス州ドゥマゲテ市にあるシリマン大学医療センターSilliman University Medical Centerの看護部長エルジー・Y・メラドElgie Y. Meladも、やはり未熟な看護師が大多数を占めることに問題を感じ、雇用形態に工夫をしている。

2005年12月にエルジーにインタビューした際、同センターの看護師は国内での就職を外国への足がかりとしてしか考えていないため、多くは6ヶ月で退職するとのことであった。看護師を募集すればすぐに応募があるが、職場には不慣れた看護師が大多数を占めることになり常にオリエンテーションなどを実施しなければならない<sup>9)</sup>という苦境をエルジーは語った。

そのような状況を改善するために第2章においてもふれたように、同センターでは2006年から看護師退職を遅らせるために給与制度を変更した。その変更によって、新規採用された看護師は次の仕事への紹介状を同センターから得るために、少なくとも1年9ヶ月在籍しなければならなくなった<sup>10)</sup>。

#### ダバオ医療センター-Davao Medical Center

ダバオ医療センターの看護部長ヴィルマ・コモダMs. Vilma Comoda<sup>11)</sup>も、未熟な看護師が残されることに困難を感じていた。まず私立病院から同センターへ看護師が移動し、3年から5年勤務する。その後手術室や集中治療室での技術を習得すると看護学校へ教員として移動していく。次に教員として勤務する間に米国の看護師国家試験を受ける準備をし、そして米国へ渡っていく。コモダによると、この一連の流れが、最近の新卒看護師の新しいトレンドであるという。毎月約5人の看護師が、海外へ向かう、もしくはその準備のためということで退職届を持ってくる。個人の選択であり、しかもその看護師に明るい未来が待っているなら決して止めることはできないとのことである。病院は常時、看護師の退職率が高く、新規採用された看護師の教育に時間と人材を割くことになるが、1人の看護師を様々な業務に就かせることによって、急な欠員に対処できるよう工夫している。看護師を募集するとそれ以上の応募があり、看護師採用に困難はない。ただ、予算がないために雇用できないだけであるという。

これらフィリピン総合病院やシリマン大学医療センター、ダバオ医療センターは、いずれも第4種（高度医療提供、教育トレーニング病院）に分類される病院である。つまり高度な技術を持っているため、

海外へ行きたい看護師にとって好都合な職場なのである。看護師が海外へ雇用を求める場合、高度な技術をもつ病院に従事していることは非常に有利な条件になるのだ。よって、海外行きを期待する多くの看護師が集まるものの、手術室、集中治療室などの技術を身につけると退職し、そこをまた新たな新卒看護師がうめるというサイクルが出来上がっている。苦心して育てた新人看護師が、一人前になると出て行く状態にそれぞれの病院は悲鳴を上げていることは確かだ。

しかし、フィリピン総合病院で10年前から看護師入れ替わりのサイクルを長くするような取り組みがなされていることからわかるように、この状況は看護師流出が10,000人を越えた2001年以降になってみられる現象というわけではない。

## (2)看護師流出が自国内の看護師不足をまねいたという通説

ジャーナリストのチット・エスティラChit Estella<sup>(12)</sup>によると、過去三年間に、海外出稼ぎによる医師・看護師不足のため、2,500のフィリピンの病院の内、その10%までが閉鎖した<sup>(13)</sup>と報告している。またインクワイアラー紙の記事においても、ダバオ医療センターは看護師流出のために閉鎖の危機にある<sup>(14)</sup>と報道された。そしてフィリピン総合病院のタンからは、都市では看護師過剰だがサランガニ州、コタバト市、ダバオ・オリエンタル州などでは、看護師流出のため看護師の空きポジションがたくさんあるにもかかわらず応募者がいない<sup>(15)</sup>という情報を得た。

### ミンダナオ島サランガニ州

タンより看護師不足の地域として紹介された、ミンダナオ島サランガニ州にあるキャンバ地区病院Kiamba District Hospitalにて2006年11月、看護師主任ヘナリン・A・バランGenaline A. Ballanにインタビューを行った。タンの言うように、同病院では看護師空きポストがあり看護師を募集していた。しかし1991年の地方分権化後サランガニ州の管轄になったために、病院が直接看護師を募集することも採用することもできず、州政府に申し出なければならぬのである。現在、病院側は州政府に対して看護師雇用を申請しているが、すみやかに看護師の欠員をうめることができずにいる。なぜなら、州政府の看護師募集から採用までの過程に長時間を要すために、応募した看護師が就職を断念してしまうというのだ。

### カンラオン市地区病院

2005年12月東ネグロス州州立病院院長より、看護師、医師不足により公立病院が閉鎖寸前である地域としてカンラオン市を紹介され、2006年3月調査にむかった。

カンラオン市は東ネグロス州にあり、州都ドゥマゲテから166km、活火山カンラオン山の麓から9.5kmの場所に位置する。マニラからドゥマゲテまで飛行機で約一時間、ドゥマゲテからカンラオンまでバスで約5時間を要する。

市内には、東ネグロス州管轄の地区病院とカンラオン市立診療所と私立のクリニックがある。唯一地区病院が10病床を持ち、初期医療病院（第1種）に分類されている。初期医療病院では外来診療、正常分娩、創傷縫合などの小手術などを扱っている。入院施設を持つ地区病院は、およそ5万人の人口をカバーしており、常時約12人の患者が入院している。調査当時、常勤医師1人、非常勤医師1人、常勤看護師5人、非常勤看護師3人、ミッドワイフ2人、看護助手9人が勤務していた。その他に2人の医師が勤務していたが、現在看護師免許を取得し海外へ就職する準備中であつた。それゆえ、残された1人の常勤医師は月曜日から金曜日まで毎日24時間勤務を強いられていた。5人の看護師のうちすでに2人が海外での仕事を探すためにエージェンシー（海外就職のための仲介業者）に申請書類を提出しており、返事を待っている状態ではあつたが、それを補充する2人の看護師が就職を待っており、看護師の退職は大して問題にならないという。

看護師流出のために閉鎖寸前とのことで訪れてみたが、看護師不足ではなかった。第1種病院の基準に沿えば、本来4人の看護師がいれば十分である。しかし非常勤看護師まで入れると合計4人の過剰ということになる。しかも看護助手を配置する義務はないが、9人も勤務していた。むしろ、医師の応募がないことが大きな問題として浮上していた。

#### 東ネグロス州州立病院

東ネグロス州州立病院は東ネグロス州が運営する250床をもつ高度医療病院だ。病床は実際380床が稼働している。2005年12月6日の院長とのインタビューによると、一ヶ月1,800から2,000人の入院患者があり、常勤医師47人、常勤看護師85人、常勤看護助手32人、非常勤医師13人、非常勤看護師26人、非常勤看護助手4人で治療・看護にあたる。250床に対して本来72人の医師が必要だが、現在43人しかいない。そのうえ、その43人のうち36人が看護師の免許を既に持っており外国行きを希望しているとのことである。

第4種の基準に沿うとすれば、実際の稼働病床数380床に対して、スタッフ看護師だけで約125人必要である。しかし現在、申請上の病床数250床に沿った看護師配置となっており、各勤務時間帯において1人の看護師が30人以上の入院患者を見る現状であるにもかかわらず、資金不足のためこれ以上雇用できないとのことである。看護部長エメリン・M・ガディンガンEmelyn M. Gadinganによると、1人の看護師が30人以上の患者を見るという状況は30年以上前から変わっていない<sup>16)</sup>という。もしも、病院側が看護師を増員したいとしたら、自治省Department of Interior and Local Governmentに申請し、政府からの資金を要請することも可能である。しかし、受理されなければ地方政府が資金を負担せざるを得ず、財政難な地方政府にその余裕がないのが現実だ。

雇用しようとするれば多くの応募があるので、看護師不足に心配はない。むしろ医師が看護師になりフィリピンを離れ、新たに採用することも困難なことを憂慮している。

#### ダバオ医療センター

インクワイアラー紙の前述記事において、ダバオ医療センターは看護師流出のために閉鎖の危機にある<sup>17)</sup>と報道された。

同センターは、1991年の地方分権化Local Government Code（別項にて説明）後も保健省が管轄する第4種（高度医療提供、教育トレーニング）の病院である。病院運営資金のほとんどは中央政府によってカバーされ、契約職員の給与のみがダバオ市による。同センターの外來棟は2003年に日本の政府開発援助19億6,400万円<sup>18)</sup>（無償提供）によって建設され、レントゲンなどの医療機器も完備されている。

病床数は400床（最大450床）だが、2005年には816床<sup>19)</sup>が稼働している。看護部長によると、外来患者は約1,000人、救急患者は700から1,000人にのぼるといふ。現在261人の看護師（半分は6ヵ月毎の契約雇用）、4人のミッドウイフ（半分は6ヵ月毎の契約雇用）、183人の看護助手（実際はほとんどの人がミッドウイフの資格を持っているが、その資格では雇用枠がないので、看護助手として雇用されている）が看護職員として勤務している。第4種の基準に沿うと、約130人のスタッフ看護師が必要である。非常勤看護師の給与をダバオ市がカバーすることによって、現在の人数を確保していると考えられる。看護部長によると、1人の看護師が30人以上の入院患者を見ており、実際にはこの倍の看護師が必要だが、400床分の職員を雇用する予算しかないのだからこれ以上雇用できない。医師も少なく救急外来は1人から2人の医師が担当するが、研修医のマンパワーに頼っている状態であるという。

このように人材不足にもかかわらず、当病院では集中治療室や手術室などの業務を拡張しているという。1991年の地方分権化後、周囲の地方自治体は病院を維持しきれず、治療の必要な患者を政府の予算で運営されるダバオ医療センターのような政府管轄の施設にどんどん送ってくるようになったからだという。そのために人員不足であっても事業を拡張せざるを得ない<sup>20)</sup>とのことだ。またこれは、世銀の報

告書『健康への投資』や医療構造改革が大きく関与していると考えられる（後ほど説明する）。2000年からの統計しか入手できなかったが、統計上、確かに入院患者の増加がみられる。2000年は760床が稼働、平均入院患者数は1日516人、2001年には同数のベッドに対して、平均患者数は1日655人、2002年は同数のベッドに対して1日601人、2003年は同数のベッドに対して663人<sup>21)</sup>であった。看護部長によると病院運営は非常に苦しい状態だが、病院の周囲に住む人びとやインタビューしたNGOスタッフからは、ダバオ医療センターで患者が断られることはない、「あそこに行けば診てもらえる」という。

前記した新聞記事において、看護師不足により閉鎖の危機があると報じられたダバオ医療センターだが、実際には多数の看護師応募があっても資金不足のために雇用できないのが現状であった。看護部長は机の上に積まれた看護師応募の書類を見て、この看護師全てを雇用できたらどんなに嬉しいかと嘆いていた。

### 看護師不足のために閉鎖した病院

保健省ダバオ地域事務所、病院許認可担当アレックス・F. ダバAlex F. Dabaによると、ダバオ医療センターが位置するダバオ地域（11地区）において、看護師不足のために53力所の私立医療施設（1994年から2004年）が閉鎖したという。しかし、その看護師不足は看護師の応募がないのか、それとも応募はあるが雇用する資金がないのかどちらの理由なのか問うと、後者であることがわかった。市民の所得が減少したことで私立病院を受診できる人口が減っており、そのため病院は運営の許認可に必要な人数の看護師を確保する資金が捻出できずに閉鎖に追い込まれたというのだ。53個の医療施設のうちわけは52個の第1種病院、1個の第2種病院<sup>22)</sup>である。2004年時点でダバオ地域にある私立病院は合計97<sup>23)</sup>（第1種：66個、第2種：22個、第3・4種：9個）であり、1994年から2004年の10年間に、約35%の個人病院が閉鎖したことがわかる。しかしこのうち3つの病院は単なる閉鎖ではなく、形態を変えて運営されている。1つの病院は規模拡張、1つは看護学校へ、もう1つはミッドワイフ学校へ転身しているのだ。中でも公立病院の閉鎖は全くないという。

私立病院の閉鎖に問題がないということではない。しかし、フィリピンの約55%の人口が年収100,000ペソ未満（2000年）<sup>24)</sup>で暮らし、その収入の75%は食費、光熱費、交通費、教育費、家賃などに支出（2000年）<sup>25)</sup>されることを考慮した場合、治療費を自己負担しなければならない個人病院にアクセスできる人口は相当に少ないと考えられる。よって、本論文においてはよりフィリピンの現実を正確に把握するために、公立の医療施設に焦点を当てていくこととする。

## 第2節 フィリピン看護師国際労働移動と自国内看護師数

第2章においてフィリピン国内の看護師数とフィリピン看護師流出数について述べたが、ここで、双方の変化を比較しておく。

図表3-1より、自国内医療施設にて就労するフィリピン看護師数は、1998年には2万5,082人、2005年には3万7,892人である。人口10万人に対する看護師数は1998年には34人、2005年には44人と増加している。一人の看護師に対する病床数は1998年には3床、2005年には2床と減少した。

フィリピン看護師国際労働移動数は2001年より急増し10,000人を越えた（図表3-2参照）。しかしそれ以降も自国内にて就労する看護師数が減少しているとは言えず、よって、フィリピン看護師国際労働移動数が、自国内の看護師数を減少させているとはいえない。

図表 3 - 1 : 自国内で就労するフィリピン看護師数

	1998	2005
人口	73,147,776(a)	85,261,000(b) (推計)
総看護師登録数	323,490(100%)(c)	401,367(100%)(d)
供給	306,110(1998年 総看護師登録数の95%)(c)	381,298(2005年 総看護師登録数の95%)(e)
雇用されている看護師数 合計：公的+私的	<b>25,082 (c)</b>	<b>37,892 (f)</b>
人口 10 万に対する看護師数	<b>34**</b>	<b>44 **</b>
1 人の看護師に対する病床数	約 1 人の看護師に対して <b>3 床***</b>	約 1 人の看護師に対して <b>2 床***</b>

出典 a~h: 下記のデータより筆者計算

(a) DOH, HealthStatistics2002,DOH, 2002

(b) NSCB-Statistics-Po:ulationProjections:http://www.nscb.gov.ph/secstat/d\_popnProj.asp2006/10/11

(c) Thelma F. Corcega, Julita I. Yabes, F. Marilyn Lorenzo, *Health Human Resource Development: Nurse Supply and Demand*, University of the Philippines Manila National Institutes of Health, 1999(the statistics cover 1919-1998)

(d) (c)と PRC (1985-2005)のデータと DOH(1970-2003)

(e) PRC の(1999-2005)看護師登録数と DOH データ

(f) Distribution of Hospital and Other Health Facilities Personnel Based on Issued Licensed Private/Public Hospital and Other Health Facilities by Service Capability/Authorized Bed Capacity, 2005, gat at DOH 2006/09/19

\*\* 公的・私的病院で雇用されている看護師数×100,000/人口

\*\*\* 総病床数/公的・私的病院で雇用されている看護師数

図表 3 - 2 : フィリピン看護師国際労働移動数

	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
フィリピン看護師 国際労働移動数	1,273*	1,231*	1,356*	1,151*	6,973	8,022	8,017	8,188	5,239
	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
フィリピン看護師 国際労働移動数	4,680	4,911	5,783	8,913	15,111	14,159	11,213	12,544	10,921

出典：CFO, POEA より筆者作成

\* 1988 年から 1991 年は永住ビザにて各国へ移動したフィリピン看護師数のみを反映

### 第 3 節 まとめ

技術を持った看護師の流出に関する事例から、技術を習得した若い看護師の移動は、医療現場における看護師育成に負担をかけていることがわかる。しかし、この傾向は少なくとも10年以上前から続いており、フィリピン看護師国際労働移動が急激に増加した2001年以降にみられる傾向とはいえない。つまり元来、技術を身につけた看護師が海外へ行くというコースができあがっているのではないだろうか。

しかも、手術室や集中治療室のように高度な技術が必要とされる病院は大都市に集中し、また医療費も高額なことからほとんどのフィリピン国民はそのような医療機関にアクセスできないことが現状である。換言すれば、もし技術をもった看護師を十分に確保できたとしても、フィリピンにみられる健康上の格差（第 4 章参照）は是正されない。

看護師が不足し病院が閉鎖寸前であるといわれる医療施設の実地調査事例より、病院内の看護師不足はフィリピン看護師国際労働移動が原因ではないことがわかる。いずれの公立病院においても、許認可を受けている病床数を上回る病床を稼働させているが、地方政府や中央政府からの予算は許認可を受け

た病床数に対しての看護師配置になっている。そのため1人の看護師が30人以上の患者をケアするという状況が生まれている。さらに、ネグロス州州立病院看護師部長の言葉からもこの状況は30年以上前から続いており、現在の看護師国際労働移動が影響しているとは考えにくい。しかも、地方分権化後は、病院側にスタッフ配置の選択権もなく看護師配置に不備があっても病院独自に対処することも出来ない状況になっている。

## 結論

本論文冒頭で述べたように、研究を始めた当初、フィリピン看護師国際労働移動が自国内の医療を悪化させているとの通説を私も信じていた。そして、世銀が労働移動を経済的利点から推奨することに対して、とても違和感を持ち、フィリピン看護師国際労働移動の負の側面を発見し世銀の見解を批判的に検討しようと試みた。しかし、実際に現地調査に赴くと、仮説とは違う事実を発見することになったのである。つまり、フィリピン看護師国際労働移動は自国内の医療を悪化させる原因となる看護師不足をひき起こしているのではないという事実、フィリピン看護師国際労働移動が自国内の医療を悪化させているという通説が、フィリピン医療に存在する問題を見えにくくしているという事実、の2点が明らかになったのである。

フィリピン看護師国際労働移動が自国内の医療を悪化させているというこの通説は、本論文第3章で詳細に解明したように事実と反するにもかかわらず、実に広くそして深く、フィリピン国内にもそして日本にも浸透している。ではなぜ国際機関や看護師国際労働移動に関する代表的研究者はその通説が事実と反することを見落としたのだろうか。

第1章1節にて概観したとおり、WHO、ILO、国際看護協会などの国際機関やフィリピン看護師国際労働移動に関する代表的研究者たちなどは、看護師国際労働移動は先進工業国の看護師不足や歴史的連関やグローバリゼーションなどから生じていると分析する。そして、看護師流出が送り出し国の医療システムに与える影響に着目して、自国内の看護師の労働状況を改善することや国際労働移動を送り出し国受け入れ国双方で管理すること、そして看護師養成費を受け入れ国が補償するなどの対策をあげている。

まずここに問題があるのではなかろうか。つまり、送り出し国の医療システム内に与える影響のみに着目することが、この通説流布の原因なのではないか。

ここで寺西俊一による「アンアカウンタブル・コスト」あるいは「アンペイド・コスト」に関わる議論を紹介しよう。寺西は視点を変えれば予測できたのにカウントされなかったコストのことを、「アンアカウンタブル・コスト」あるいは「アンペイド・コスト<sup>26)</sup>」と呼んだ。彼は論文「地球環境問題の政治経済学を求めて」の中で、四日市コンビナートを例に挙げ、アンアカウンタブル・コストを説明している。四日市コンビナートの場合、この工場内部のシステムは見事に計算されていたが、火力発電が工場の外部に与える影響については全く考慮されていなかった<sup>27)</sup>という。寺西はまた「内部での計画性、あるいは意思決定に関しては、できるだけ多くの材料や情報を集めて、それなりに合理的な判断をする。ところが、そのシステムの外部に対する様々なインパクトやエフェクトに対しては驚くべき程鈍感である<sup>28)</sup>」という。

これをフィリピン看護師国際労働移動に照合してみよう。看護師国際労働移動によって技術のある看護師を奪われ医療施設が新人教育に苦心し、その看護師教育にかかった費用は埋め合わされていないことは医療現場にいるものの視点から計算された。そして、教育にかかった費用を受け入れ国が補償する

ことや、教育された看護師が海外へ出て行かないように労働状況を改善することなどが提案されている。しかしここでは、技術をもった看護師を必要とする高度医療を提供する施設における技術不足や病院運営状況だけが計算され、そのような施設にアクセスできない経済的余裕のない人びとや地方の人びとへの視点が見られない。それゆえにフィリピン看護師国際労働移動への対策は、現在の高度医療を提供する施設を保持することが最重要目的になっており、意図せずとも高度医療施設に来ることのできない人々への視点を欠いたのではない。

では平和学的視点で看護師国際労働移動をみると、何が明らかになるのだろうか。

第1章で述べたように平和研究では、直接的暴力も構造的暴力もない平和を目指す<sup>29)</sup>。そのために重要なことは「理論的にみて暴力のどの側面が重要であるかを示し、思考、研究、そして可能ならば行動をもっとも重要な問題に向けることを可能にすることである」<sup>30)</sup>とガルトゥングはいう。そして平和を目指すための具体的方法として、横山はエクスポーザーをあげた。平和学的考察は、実際に人びとがおかれた状況に接しそこにある暴力を分析することから始まるのである。

筆者は、看護師国際労働移動がフィリピン医療を悪化させる構造的暴力といえるのかを明らかにするために現地調査に向かい、それによって医療を悪化させているのは看護師流出ではないという結果を得た。しかし、医療水準の格差に苦しむ人びと、換言すれば医療の中に存在する構造的暴力に苦しむ被害者は確実に存在することも同時に知ることになった。そしてそこにある構造的暴力を分析することによって、通説が事実でないという結論に達し、それと同時に経済のグローバリゼーションがおし進める医療民営化や地方分権化などがフィリピンの人びとを一層苦しめる構造的暴力なのではないかと考えるに至った。

このように、構造的暴力の被害者への視点あるいは平和学的視点が、フィリピン医療に根付く問題を追及するという思考へと方向転換することを可能にする。

健康水準や医療水準の格差を生み出す暴力をなくし、アクセス可能な医療をすべての人びとが手に入れるためには、その暴力を分析する必要がある。だから経済のグローバリゼーションがフィリピン医療における構造的暴力の促進要因のひとつであるときに、それを看過しその一現象である看護師国際労働移動や医療内部システムに政策対応することは、根源的な問題を隠蔽することに他ならないのである。

また国際機関や主要な研究者たちが、看護師国際労働移動の背後にあるグローバリゼーションを所与の条件としている状態は、構造的暴力の内面化した状態と考えることもできる。第1章において説明したように、構造的暴力が内面化されるとそれが暴力であると感じられなくなるのである。そうなったとき、また本当は痛みがあるのにその痛みは我慢しなければいけないものと信じこまされているとき、人はその暴力から逃れることはできない。ゆえに、まず、自分の置かれた社会構造や自分の痛みに敏感になることが不可欠なのである。つまりそれが暴力なのだとは認識するところからしか、問題解決への道はない。

私自身、地域自立<sup>31)</sup>という観点から、経済的な従属関係を維持する可能性のある看護師国際労働移動を奨励するものではないし、看護師国際労働移動を軽視するつもりもない。しかし私たちは、問題を見失わず暴力のない医療を実現するために、根本的な問題を見極めることが求められる。

そこで、次の提言をもって本論文のしめくりとしたい。

フィリピン医療悪化の根本原因は看護師国際労働移動ではないので通説を見直し、それにもとづく政策立案をやめ、経済のグローバリゼーションや医療民営化などの構造的暴力がフィリピン医療に存在す

る問題にどのような影響を与えているのかを解明する作業に直ちにシフトすべきである。

また、私を含め世界の医療従事者は、決して表面に現れている看護師国際労働移動という問題に固執すべきではない。さらに看護師国際労働移動がグローバリゼーションの中でどのように起こっているのか、そして伊豫谷のいうグローバリゼーションをおし進める民営化や規制緩和<sup>32)</sup>が、世界中の弱い立場の人びとから医療を奪う可能性があるということを認識しなければならない。その上でそれらが医療現場にどのような影響を与えているのか解明する必要がある。

## 〔注〕

- 1) 日本医療労働組合連合会 <http://www.irouren.or.jp/> アクセス日 2005年7月7日
- 2) Stephen Bach, *International migration of health workers: Labour and social issues*, International Labour Office Geneva, 2003, p13
- 3) INQ7.net: [http://news.inq7.net/opinion/index.php?index=1&story\\_id=77319](http://news.inq7.net/opinion/index.php?index=1&story_id=77319)  
アクセス日 2006年6月17日
- 4) ここでの看護技術とは手術室、集中治療室、新生児室などで必要な技術をさしている。(2006年9月のインタビューより)
- 5) 2006年3月 ケソン市におけるタンとのインタビューより
- 6) Average Length of Stay of UPCN Graduates, 2006年3月 フィリピン総合病院にて入手
- 7) 2006年3月 フィリピン総合病院にて看護部長マリア・リタ・ヴィラヌヴァ=ティムスとのインタビューより
- 8) 同
- 9) 2005年12月 シリマン大学医療センターにて看護部長エルジー・Y・メラドとのインタビューより
- 10) 同
- 11) 2006年8月 ダバオ医療センターにて看護部長ヴィルマ・コモダとのインタビューより
- 12) フィリピン人ジャーナリスト
- 13) Chit Estella “ BY THE WORLD S BESIDE ” Sheila S. Coronel , *i REPORT - NURSING THE WORLD -*, the Philippine Center for Investigative Journalism, p13
- 14) *Philippine Daily Inquirer*, 2006/07/07, p.A17
- 15) 2006年9月 フィリピン総合病院にてハイメ・Z・ガルベス・タンとのインタビューより
- 16) 2006年11月 東ネグロス州州立病院にて看護部長エメリン・M・ガディンガンとのインタビューより
- 17) *Philippine Daily Inquirer*, ・同記事
- 18) 外務省「ODA評価報告書」  
[http://globalwarming.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryu/hyouka/kunibetu/gai/philippines/gd02\\_01\\_0203.html](http://globalwarming.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryu/hyouka/kunibetu/gai/philippines/gd02_01_0203.html)  
アクセス日 2006年10月3日
- 19) Bed Capacity and Occupancy, 2005 2006/08/28ダバオ医療センターにて入手
- 20) 2006年8月24日 ダバオ医療センターにて看護部長ヴィルマ・コモダとのインタビューより
- 21) Hospital/Other Health Facilities statistical Report 2004 Davao Medical Center, 2006/08/28ダバオ医療センターにて入手
- 22) List of Hospitals Closed, 2006/08/28 DOHダバオ地域事務所にて入手

- 23) Center for Health Development-Davao Region, *Annual Report 2004*, Center for Health Development-Davao Region, 2005, p. 23
- 24) National Statistics Office, *Philippine Yearbook 2005*, National Statistics Office, 2006, p. 640 (以下NSO 2005)
- 25) NSO 2005 *op. cit.*, p. 658
- 26) 寺西俊一「地球環境問題の政治経済学を求めて」三戸公・佐藤慶幸『環境破壊・社会諸科学の応答』文眞堂、1995年、41頁
- 27) 同
- 28) 寺西、前掲書、40頁
- 29) ヨハン・ガルトゥング、高柳先男・塩屋保・酒井由美子訳『構造的暴力と平和』中央大学出版部、2002年、52頁
- 30) 同書、4頁
- 31) 中村尚司は貧困の根源は経済的に従属させられる社会関係であるという。そして貧困から抜け出す道は、経済成長でも経済開発でもなく、この従属的な経済関係を断ち切り自立する以外にはないという。(中村尚司『地域自立の経済学』日本評論社、2003年、56頁)
- 32) 伊豫谷登士翁『グローバルゼーションとは何か 液状化する世界を読み解く』平凡社新書、2004年、142頁

### 〔参考HP〕

Bulatlat <http://www.bulatlat.com/news/5-39/5-39-ofw.htm>

アクセス日 2005年12月5日

Department of Health “ Licensing Requirement for Level 1 Hospital ”

[http://www.doh.gov.ph/BHFS/level1\\_requirements.pdf#search=%22licensing%20of%20hospital%20%22](http://www.doh.gov.ph/BHFS/level1_requirements.pdf#search=%22licensing%20of%20hospital%20%22)

アクセス日 2006年9月26日

Fely Marilyn Elegado Lorenzo, Philippine Case Study On Nursing Migration

<http://www.academyhealth.org/international/nursemigration/lorenzo.pdf>

アクセス日 2006年1月3日

Health Alliance for Democracy <http://www.headphil.netfirms.com/AboutUs.htm>

アクセス日 2007年1月4日

House of Representatives

<http://www.usdoj.gov/eoir/vll/legislation/hr441cnrpt.pdf#search='the%20nursing%20relief%20act%20of%201989'>

アクセス日 2006年7月19日

ICN “ Position Statement ” <http://www.icn.ch/psretention.htm>

アクセス日 2006年2月3日

JICA [http://www.jica.go.jp/evaluation/after/pdf/2004/phi\\_02\\_02.pdf](http://www.jica.go.jp/evaluation/after/pdf/2004/phi_02_02.pdf)

アクセス日 2006年10月1日

Office of Minority Health Resource Center

<http://www.omhrc.gov/assets/pdf/checked/Lack%20of%20Minority%20Role%20Models%20Affects%20Nursing%20Shortage.pdf>

アクセス日 2006年12月9日

Philippine Case Study On Nursing Migration

<http://www.academyhealth.org/international/nursemigration/lorenzo.pdf>

**アクセス日** 2006年1月3日

Philippine National Statistical Coordination Board

<http://www.nscb.gov.ph/poverty/2000/00povth1.asp>

**アクセス日** 2006年10月17日

Philippine National Statistics Office

<http://www.census.gov.ph/data/pressrelease/2006/lf0604tx.html>

**アクセス日** 2007年1月6日

United Nations, International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families

[http://www.un.org/Pubs/chronicle/2003/webArticles/070203\\_migrantworkers.html](http://www.un.org/Pubs/chronicle/2003/webArticles/070203_migrantworkers.html)

**アクセス日** 2007年1月2日

UN Population Division

<http://unstats.un.org/pop/dVariables/DRetrieval.aspx>

**アクセス日** 2006年12月8日

U.S. Department of Labor: <http://ows.doleta.gov/foreign/h-1c.asp>

**アクセス日** 2006年7月19日

Yomiuri Online: [http://job.yomiuri.co.jp/news/jo\\_ne\\_06091207.cfm](http://job.yomiuri.co.jp/news/jo_ne_06091207.cfm)

**アクセス日** 2006年12月25日

World Health Organization Regional Office for The Western Pacific

<http://www.wpro.who.int/NR/rdonlyres/30AA0E89-3B38-4212-87DC-DF617C6DAF49/0/phl.pdf> p263

**アクセス日** 2006年5月23日

WHO "EPI Planning Guide"

[http://www.afro.who.int/ddc/vpd/epi\\_mang\\_course/pdfs/english/indicat.pdf](http://www.afro.who.int/ddc/vpd/epi_mang_course/pdfs/english/indicat.pdf)

**アクセス日** 2007年1月3日

外務省・共同プレス発表: [http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/hapyou\\_0411.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/hapyou_0411.html)

**アクセス日** 2006年12月25日

外務省「NGO共同評価報告書2002年10月」

[http://globalwarming.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/philippines/gd02\\_01\\_](http://globalwarming.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/philippines/gd02_01_)

**アクセス日** 2006年5月23日

国際協力事業団

[http://www.fica.go.jp/evaluation/agter/pdf/2004/phi\\_02\\_02.pdf](http://www.fica.go.jp/evaluation/agter/pdf/2004/phi_02_02.pdf)

**アクセス日** 2006年9月24日

東京アカデミー 看護師国家試験の合格状況: <http://www.tokyo-ac.co.jp/nur/n2-kekka.htm>

**アクセス日** 2006年9月25日

内閣府 少子化対策・高齢者対策: <http://www8.cao.go.jp/kourei/index.html>

**アクセス日** 2006年12月9日

日本医療労働組合連合会 <http://www.irouren.or.jp/> **アクセス日** 2005年7月7日

保健師助産師看護師法: <http://www.houko.com/00/01/S23/203.HTM>

**アクセス日** 2006年12月12日

UNDP Tokyo - ミレニアム開発目標 (MDGs)

<http://www.undp.or.jp/mdg/>

アクセス日 2006年5月13日

## 〔参考文献〕

American Health Care Association, “ Demand, and Shortages of Registered Nurses: 2000 - 2020 ”, 2002

[http://www.ahca.org/research/rnsupply\\_demand.pdf](http://www.ahca.org/research/rnsupply_demand.pdf)

アクセス日 2006年12月9日

American Nursing Association Nursing World, “ Nursing Shortage: Not a Simple Problem - No Easy Answers ”,

[http://nursingworld.org/ojin/topic14/tpc14\\_1.htm](http://nursingworld.org/ojin/topic14/tpc14_1.htm)

アクセス日2006年2月3日

Catherine Ceniza Choy, *Empire of Care*, Duke University Press, 2003

Center for Health Development-Davao Region, *Annual Report 2004*, Center for Health Development-Davao Region, 2005

Chit Estella “ BY THE WORLD ’ S BESIDE ” Sheila S. Coronel , *i REPORT - NURSING THE WORLD -* , the Philippine Center for Investigative Journalism

David Werner, “ Keeping the Dream Alive: The Alma Ata Declaration and the Goal for Health for All ”, in: Council for Health and Development, *Health of the People Health of the Nation*, the Philippines, the Philippines: Council for Health and Development, 2003

Department of Labor and Employment, *LABSTAT, 2003, Vol.7, No.13*, Department of Labor and Employment

DOH, *Health Sector Reform Agenda Philippines 1999 - 2004*, DOH, 1999

Health Alliance for Democracy, “ the Health Sector Reform Agenda: What Reforms? Whose Agenda? ”, in: Council for Health and Development, *Health of the people Health of the Nation*, the Philippines: Council for Health and Development, 2003

Jaime Z. Galvez Tan/ Fernando S. Sanchez/ Virginia L. Balanon, “ The Brain Drain Phenomenon and Its Implications for Health ”, in: the University of the Philippines, *FORUM*, Vol.6, No.4, the Philippines, the University of the Philippines, 2005

Kim Van Eyck, “ Women and International Migration in the Health Sector 2004 ”

[http://www.world-psi.org/Content/ContentGroups/English7/Publications1/Final\\_Report\\_Migration.pdf](http://www.world-psi.org/Content/ContentGroups/English7/Publications1/Final_Report_Migration.pdf)

Mireille Kingma, *Nurses on the Move Migration and the Global Health Care Economy*, Cornell University Press, 2006

Florian A. Alburo/ Danilo I. Abella, *Skilled Labour Migration from Developing Countries: Study on the Philippines*

<http://www.ilo.org/public/english/protection/migrant/download/imp/imp51e.pdf>

アクセス日 2006年12月8日

Fely Marilyn E. Lorenzo/ Jennifer Frances Dela Rosa/ Susan Villegas et al., “ Migration Health Workers: Country Case Study, Philippine ”, 2005

- F Marllyn E. Lorenzo/ Thelma F. Corcega/ Julita I. Yabes/ Bennette B. De la Merced/ Karen D. Vales,  
 “ Analysis of Policy Options in Addressing Nursing Surplus and Globalization Effects in the  
 Philippines ”, in: University of Philippines, *The UPM ANILA Journal*, the Philippines, Volume 5,  
 Number 1, the University of Philippines, 2000 January - March
- James Buchan/ Tina Parkin/ Julie Sochalski, “ International nurse mobility Trends and policy implications  
 WHO Geneva ”  
[http://whqlibdoc.who.int/hq/2003/WHO\\_EIP\\_OSD\\_2003.3.pdf](http://whqlibdoc.who.int/hq/2003/WHO_EIP_OSD_2003.3.pdf)  
**アクセス日** 2006年12月 8 日
- James Buchan/ Mireille Kingma/ F. Marilyn Lorenzo, “ International Migration of Nurses: Trends and  
 Policy Implications ”  
<http://www.icn.ch/global/Issue5migration.pdf>  
**アクセス日** 2006年12月 5 日
- Lily Ann R. Baldag, *The Philippine Nursing Act 2002*, Anvil Publishing, 2004  
 National Statistics Office, *Philippine Yearbook 2001*, National Statistics Office, 2001  
 National Statistics Office, *Philippine Yearbook 2005*, National Statistics Office, 2006  
*Philippine Daily Inquirer*, 2006/07/07  
 Philippine Nurse Association, *Nursing in APEC-member Countries*, Philippine Nurse Association, 1998  
 POEA *Annual Report 2005* <http://www.poea.gov.ph/ar/AR2005.pdf> 2006/12/09 access  
 Purita Falgui Asperilla, “ the Mobility of Filipino Nurses ”, Columbia University, 1971  
 Stephen Bach, “ International migration of health workers: Labour and social issues ”, International Labour  
 Organization Geneva 2003  
<http://www.ilo.org/public/english/dialogue/sector/papers/health/wp209.pdf>  
**アクセス日** 2006年12月 5 日
- Thelma F. Corcega/ F Marllyn E. Lorenzo/ Julita I. Yabes/ Bennette B. De la Merced/ Karen D. Vales,  
 “ Nurse Supply and Demand in the Philippines ”, in: the University of Philippines, *The UPMANILA  
 Journal, Volume 5, Number 1*, the Philippines, the University of Philippines, 2000 January - March  
 UNDP, *Human Development Report 2006*, UNDP, 2006  
<http://hdr.undp.org/hdr2006/pdfs/report/HDR06-complete.pdf> 2006/12/20 access  
 WHO, *Second Philippines Progress Report on Millennium Development Goals*, WHO, 2005  
 World Bank, “ World Development Report 1993 Investing in Health World Development Indicators ”  
[http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/IW3P/IB/1993/06/01/  
 000009265\\_3970716142319/Rendered/PDF/multi0page.pdf](http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/IW3P/IB/1993/06/01/000009265_3970716142319/Rendered/PDF/multi0page.pdf) p6  
**アクセス日**2006年 10月 7 日
- イリッチ・イヴァン 『脱病院化社会 医療の限界』 晶文社、1981年  
 伊豫谷登士翁 『グローバリゼーションと移民』 有信堂高文社、2001年  
 伊豫谷登士翁 『グローバリゼーションとは何か 液状化する世界を読み解く』 平凡社新書、2004年  
 伊豫谷登士翁 「第1章 経済のグローバリゼーションとジェンダー」 伊豫谷登士翁編 『叢書 現代の経  
 済・社会とジェンダー 第5 巻経済のグローバリゼーションとジェンダー』 明石書店、2001年  
 外務省 「ODA評価報告書」  
[http://globalwarming.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryu/hyouka/kunibetu/gai/philippines/  
 gd02\\_01\\_0203.html](http://globalwarming.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryu/hyouka/kunibetu/gai/philippines/gd02_01_0203.html)  
**アクセス日**2006年10月03日

- 郭洋春「第3章グローバリゼーションを越える平和学の試み」戸崎純・横山正樹『環境を平和学する！「持続可能な開発」からサブシステム志向へ』法律文化社、2003年
- ガルトゥング・ヨハン、高柳先男・塩屋保・酒井由美子訳『構造的暴力と平和』中央大学出版部、2002年
- 菊地京子「外国人労働者送り出し国の社会的メカニズム フィリピンの場合」梶田孝道・伊豫谷登士翁編『外国人労働者論 現状から理論へ』弘文堂、1995年
- 厚生労働省「都道府県別 就業者数並びに基準病床及び既存病床の状況」  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/07/w0729-9a.html>  
 アクセス日 2006年9月25日
- 厚生労働省「第六次看護職員需給見通しに関する検討会報告書」  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/12/s1226-5.html>  
 アクセス日 2006年6月12日
- 厚生労働省『2006 厚生労働白書』  
<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/06/dl/2-8.pdf>  
 アクセス日 2006年12月25日
- 河野圭子『病院の内側から見た米国の医療システム』新興医学出版社、2002年
- 後藤一美『国際協力用語集【第3版】』国際開発ジャーナル社2004
- 鳴原敦子「第3章 潜在能力アプローチの批判的検討」郭洋春・戸崎純・横山正樹『環境平和学 サブシステムの危機にどう立ち向かうか』法律文化社、2005年
- セン・アマルティア『自由と経済開発』日本経済新聞社、2000年
- 戸田三三冬「地球民主主義の芽」岡本三夫・横山正樹編『平和学の現在』第14章、法律文化社2003年
- 中村尚司『地域自立の経済学』日本評論社、2003年
- 日本看護協会「世界的看護師不足 日本看護協会訳」  
<http://www.nurse.or.jp/kokusai/icn/2005kangosifusoku.pdf>  
 アクセス日 2005年12月1日
- 野口尚「『転換期』におけるフィリピン地方財政の変化について」『帝京経済学研究第30巻第2号』、1999年
- ミッテルマン・H・ジェームズ『グローバル化シンドローム 変容と抵抗』法政大学出版局、2002年
- 森田ゆり『エンパワメントと人権 こころの力のみなもとへ』解放出版社、2002年
- 横山正樹「第三世界と先進工業諸国にわたる市民連帯は可能か」久保田順編『市民連帯論としての第三世界』文眞堂、1993年
- 横山正樹「平和学としての環境問題 開発主義とサブシステムをめぐって」明治大学軍縮平和研究所『季刊 軍縮地球市民』No. 6、2006年
- ワーナー・デイヴィッド、サンダース・デイヴィッド、池住義憲、若井晋訳、『いのち・開発・NGO』新評論、2002年

**グローバル** 第6号

2007年9月1日 発行

発行者 馬橋 憲男

発行所 横浜市泉区緑園4 - 5 - 3  
フェリス女学院大学大学院  
国際交流研究科  
電話 045 - 812 - 8283